令和２年度　第２回

千歳市都市計画審議会議案

日　　時　　令和３年１月２７日（水）午後２時３０分

場　　所　　千歳市総合福祉センター402 号室

令和２年度第２回千歳市都市計画審議会日程

１　委嘱状交付

２　開　　会

３　副市長挨拶

４　会長、副会長選任

５　議　　事

６　閉　　会

諮問事項

（１）千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（北海道決定）

千歳恵庭圏都市計画（千歳市・恵庭市）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

Ⅰ．都市計画の目標

１．基本的事項

（１）目標年次

この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（２）範　囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市町名	範　囲	規　模
千歳恵庭圏都市計画区域	千歳市	行政区域の一部	約 25,890 ha
	恵庭市	行政区域の一部	約 16,458 ha
	合　計		約 42,348 ha

２．都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域石狩地域の南部に位置し、支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、恵まれた気候、平坦で広大な用地、豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、高次都市機能・産業機能等の集積と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進めている。

また、札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てを生かせる交通の要衝であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。

千歳市では、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。

また、近年の少子高齢化の進展や将来の人口減少社会への対応、循環型社会への転換、社会経済のグローバル化、地域社会の構造変化など、大きな変革の時代を迎えるなか、時代の変化に対応しながら、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展や市民生活の向上を目指し、まちづくりを推進する。

恵庭市では、恵庭、島松及び恵み野のＪＲ千歳線３駅を中心に、それぞれ個性豊かな「地域中心」の形成を図りながら、都市全体として必要な都市機能を分担して提供し、「だれもが、安心安全に暮らせるコンパクトな生活都市」の実現を目指し、まちづくりを推進する。

本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の既存ストックや未利用地を有効に活用することにより、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、都市の防災性の向上を図り、地球環境時代に対応した資源循環が進んだ効率的な都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。

Ⅱ．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

１．区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまでも空・陸交通の要衝であること及びや自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にある。

一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

２．区域区分の方針

（１）おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 7 年(2025 年)	令和 12 年(2030 年)
都市計画区域内人口	165 千人	おおむね 166 千人	おおむね 163 千人
市街化区域内人口	154 千人	おおむね 156 千人	おおむね 155 千人

（注）市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

（２）産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
生産規模	工業出荷額	3,859 億円	4,429 億円
	卸小売販売額	3,145 億円	3,727 億円
就業構造	第１次産業	2.5 千人（3.4%）	1.7 千人（2.3%）
	第２次産業	15.0 千人（20.3%）	14.5 千人（19.3%）
	第３次産業	56.5 千人（76.3%）	58.7 千人（78.4%）

（注）生産規模の令和 12 年(2030 年)推計値は平成 27 年(2015 年)価格を基準とする。

（３）市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年(2015 年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年　次	令和 12 年(2030 年)
市街化区域面積	おおむね 5,079 ha

(注)市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）主要用途の配置の方針

本区域は、豊かな自然に恵まれ、空・陸交通の要衝として発展しており、それに伴う人口増加に合わせた計画的な市街地の整備を進めてきている。近年は、全国的に人口減少社会が到来しており、本区域においても将来的には人口減少に転じることが予想されるが、人口増加を持続している。

そのような中、人口増加を背景とした土地利用増加による住宅用地の減少、中心市街地においては少子高齢化を背景とした来街者減少による賑わい不足及び空港機能や周辺交通アクセス強化に合わせた工業・流通業務地の形成促進が課題となっている。

本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用などにより、少子高齢・将来の人口減少に対応した成熟したまちづくり、さらには、資源循環が進んだ都市構造への転換を目指す。

このため、本区域の市街地においては、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用の方針に沿って、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地区計画制度等を活用しながら、安全で快適な都市生活を持続可能とする地区の特性に応じたまちづくりを目指すこととし、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地、産業支援・交流業務地の各用途を次のように配置する。

①　住宅地

・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
・高度利用住宅地は、千歳市の中心商業業務地の周辺に配置し、中高層住宅を主体とし、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な生活利便施設が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。
・一般住宅地は、高度利用住宅地、幹線道路、千歳市の地域商業業務地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設等が適切に配置された、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
・恵庭市の一般住宅地のうち、都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んでいない島松地区については、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。
・専用住宅地は、千歳市の自由ヶ丘地区、桜木地区、北光地区、北陽地区、あずさ地区、勇舞地区、みどり台地区、桂木地区、新星地区、恵庭市の恵み野地区、美咲野地区、黄金地区に配置し、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持、保全を図る。
・千歳市の泉沢向陽台地区、みどり台地区には、周辺の森林環境を生かしたゆとりと潤いのある低層専用住宅地を配置する。
・今後、整備される住宅地については、地区特性等を踏まえ必要に応じて地区計画等を活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設等の立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努める。

②　商業業務地

・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
・中心商業業務地は、千歳市のＪＲ千歳駅周辺に配置し、多様な経済活動や事業活動、人の交流が行われる広域的かつ総合的な拠点の形成を図る。
・地域商業業務地は、千歳市のＪＲ長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区、恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺地区とＪＲ島松駅周辺地区、ＪＲ恵み野駅周辺地区と、柏陽北地区に配置し、日常生活圏における生活利便性等の確保や住民の健康増進や文化の享受に資する土地利用を図る。

・沿道商業業務地は、３・２・３号国道 36 号（国道 36 号）のうち上長都地区から本町地区の沿道、３・３・７号中央大通（一般道道早来千歳線）のうち上長都地区から朝日町地区にかけての沿道及び３・４・22 号 30 号通のうち東郊地区から梅ケ丘地区にかけての沿道に配置し、背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮しつつ、沿道における利便性の向上を図る。

③　工業・流通業務地

・本区域における工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。
・千歳市の工業・流通業務地については、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら交通拠点機能を生かし、製造業や先端技術産業、流通加工機能のほか、産業及び観光振興機能等の集積を図ることとし、恵庭市の工業・流通業務地については、既存の食品・物流関連産業等を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。また、スポーツ・レクリエーション機能の導入や公園・緑地の配置など潤いのある操業環境の創出を図る。
・千歳市の北信濃地区、美々地区、上長都地区、泉沢地区には一般工業地を配置し、製造加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地を形成する。
・恵庭市の戸磯地区には、一般工業地を配置し、一般企業の誘致のほか、インキュベート機能の増進やベンチャー企業の受け入れを図ることにより、既存企業が新技術等の導入により新規事業を立ち上げるなどの産業振興を支援する。
・流通業務地は、千歳市の流通地区、清流地区及び平和地区に配置し、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した流通業務地の形成を図る。

④　産業支援・交流業務地

本区域の産業支援・交流業務地は、千歳市のＪＲ南千歳駅周辺、美々地区、流通地区に配置し、中心商業業務地を補完し、新千歳空港の機能強化に合わせ産業や観光振興機能を強化しつつ、生産、物流、交流及び学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

⑤　用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

・中心商業業務地については高度利用と都市機能の向上、地域商業業務地については地域の生活利便の向上、沿道商業業務地の地区については沿道における利便性向上を図るため、土地利用の動向等を踏まえながら、必要に応じて用途転換や用途の複合化を図るよう検討する。
・恵庭市の柏陽・恵央地区においては公営住宅の集約化や公共機能の複合化を進めるため、必要に応じて適切な用途転換や地区計画の活用を図る。
・本区域の幹線道路の沿道については、必要に応じて背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮し、地区特性に応じた用途転換を検討する。
・既成市街地において、社会経済情勢の変化や市街地の成熟化に伴い、土地利用を見直す必要が生じた場合は、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画等の活用により適正かつ計画的な市街地の形成を図るよう検討する。
・工業系用途地域に指定されている幸福地区では、住宅地としての土地利用が進んでいることから、良好な住環境の形成を図るため、住宅地への用途転換を図るよう検討する。
・大規模な未利用地及び公共用地において、土地利用の転換が図られる場合には、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画等の活用により計画的かつ一体的な土地利用を図る。

（２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

・中心商業業務地や官公庁が立地する地区については、各機能の集積による効果を高めるため高密度での土地利用を推進する。

・恵庭市は、公営住宅の建替事業を図る柏陽・恵央地区について、公共空間やオープンスペースの適切な確保を図りながら中高密度での土地利用を進める。

・計画的な住宅地の開発が行われた千歳市の泉沢地区、北陽地区、あずさ地区、清流地区、勇舞地区及びみどり台地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区については、低密度での土地利用により、ゆとりある良好な住環境の維持、形成を図る。

・工業・流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、 地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。

（３）市街地の土地利用の方針

①　土地の高度利用に関する方針

・中心商業業務地については、土地の高度利用の促進と都市機能の向上、建築物の不燃化を図るとともに、都市施設の集積などにより、低未利用地の有効活用を進め、魅力ある良好な都市空間の創出に努める。

・ＪＲ千歳駅周辺を交流拠点とし、主要幹線道路沿道での商業・業務機能と居住機能の複合化による都心機能や商業施設機能の強化、魅力ある商業空間の創出を図る。

・千歳市の地域商業業務地については、日常生活圏における利便性の向上に資する土地の高度利用を進め、生活拠点の形成を図る。

・恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺については、市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の集積を促進するため、土地の高度利用を図る。

②　居住環境の改善又は維持に関する方針

・既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。

・千歳市の航空機騒音の影響を受ける準工業地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、住宅地として環境の保全を図る。

・千歳市の老朽化した公営住宅については建替えも含め検討する。

・恵庭市の老朽化した公営住宅が立地する柏陽・恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な住環境の形成を図る。

・計画的に開発が行われた千歳市の北陽地区、あずさ地区、清流地区、勇舞地区及びみどり台地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区の住宅地は、地区計画等により引き続き良好な住環境の維持形成に努める。

・住宅地について、居住者の利便性向上や居住水準の向上を図る場合においては、幹線道路沿道等の用途地域の緩和や容積率・建蔽率の緩和など必要な見直しを行う。

・準防火地域について、延焼の危険性等を評価した上で指定区域の適正化を図り、市街地の防災性能を維持しつつ、建築物の建替更新を促すことで居住環境の改善に努める。

③　都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の市街化区域内には、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が貫流し、市街地の縁辺部も含めて良好な自然環境が多く残されていることが特徴である。

このことから、市街地整備にあたってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図る。

（４）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

・本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第８条第２項第１号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

・千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。

・恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

・溢水、越水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
また、気候変動により増大する水害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。

・土砂災害特別警戒区域に指定されている千歳市の中央地区、泉郷地区、北信濃地区、泉沢地区、蘭越地区、幌加地区、協和地区、恵庭市の牧場地区及び柏木地区、西島松地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。

・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、防災関係機関等とともに、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

・市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された恵庭市の西島松地区の樹林地等の良好な自然環境については、後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、今後とも適切な維持・保全に努める。

・ウサクマイ遺跡群及びキウス周堤墓群周辺については、自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境形成の観点から、文化の継承・保全・活用を図り、今後とも適切な維持・保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

・本区域は、人口、産業規模ともに増加傾向を示しており、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実になった段階で市街化区域への編入を予定することとする。

・市街化区域等の都市的土地利用が行われている区域に囲まれた市街化調整区域については、農林業と都市計画との調和や関係法令との調整を行い、土地利用の整序を図るため、周辺環境に配慮した住居系土地利用の可能性を優先的に検討する。

・恵庭市の道と川の駅花ロードえにわについては、今後も交流拠点としての機能の強化、充実を図る。

・既成市街地に近接する等、一体的に都市的土地利用の整序を図るべき区域については、無秩序な土地利用や街区の環境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で地区計画等を定めることにより、都市的土地利用の整序を図る。
・千歳市の蘭越地区は、「千歳市アイヌ施策推進地域計画」に基づき、自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境の積極的な保全の観点、文化の継承・保全の観点から、土地利用の可能性について検討を進める。
・農業地域等における各活動拠点での公共公益施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、必要に応じて農林業と調整を図った上で地区計画等を定めることにより、周辺環境と調和した計画的な立地となるよう努める。
・恵庭市の市街化調整区域における優良田園住宅の整備については、周辺の自然環境の保全や農業と都市的土地利用の調和に配慮するとともに、地区計画を定め、良好な田園環境の形成を目指す。

2．都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌市と開発の進む苫小牧東部地域の中間に位置し、交通結節点としての重要な機能をもち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている。

このため、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通体系のうち道路については、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、３・２・63 号道央新道(国道 337 号)、３・２・３号国道 36 号（国道 36 号)、３・３・10 号駅大通（国道 337 号）及び３・２・128 号恵千通(国道 36 号)が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、鉄道については、ＪＲ千歳線及び石勝線が道内の主要都市へ連絡しており、交通の要衝となっている。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、将来の人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。
・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。

・施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進等、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。
・北海道の産業、経済、文化の交流を図るとともに、安全で円滑な都市交通を確保するため、道路網の形成に努める。また、道路網形成については、主要幹線道路を含む既存の道路の活用を基本とし、交通需要や都市交通のニーズ等を踏まえ必要に応じて新たな道路整備等の検討を行う。
・土地利用の動向や計画交通量等から都市構造を勘案し、鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行う。
・千歳市では、「誰もが公共交通や徒歩、自転車等を日常的に使い分けることができ、自然や人に優しく、賑わいと活力に溢れるまちづくり」を目指すため、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから本計画と連携し、公共交通の利用促進のため、今後とも沿道の土地利用と連携した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
・千歳市は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有することから、産業、観光等の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び地域の活力向上に寄与するため、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。また、新千歳空港を拠点とした産業・流通・観光の連携強化や防災の観点から、アクセス道路や空港周辺の道路環境整備を促進する。
・新千歳空港の第２旅客ターミナル地域の活用を促進するとともに、耐震対策の強化、滑走路端安全区域の整備、誘導路複線化による除雪体制の強化を促進し、空港施設の機能充実及び航空輸送の安全・安心の確保を図る。

b　整備水準の目標

・交通体系については、 広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、 当面次のような整備水準を目標とする。
・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 3.81 km/km² となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	3.53 km/km²	3.70 km/km²
都市高速鉄道	10.13KM	10.13KM

② 主要な施設の配置の方針

a　道　路

・広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、札幌・函館・帯広方面を連絡する北海道横断自動車道及び北海道縦貫自動車道を配置する。
・主要幹線街路

札幌圏の連絡機能強化、地域間交流の活性化及び物流効率化等を支援するため、３・２・63 号道央新道（国道 337 号）を配置する。

空港・産業・流通・観光の連携強化に適切に対応するため、３・２・３号国道 36 号（国道 36 号）、３・２・８号真町泉沢大通（市道真町泉沢大通）、３・２・54 号空港泉沢大通（一般道道泉沢新千歳空港線）、３・２・26 号美々駒里大通（一般道道早来千歳線）、３・３・７号中央大通（一般道道早来千歳線）、３・３・10 駅大通（国道 337 号）、３・４・16 号川北通（国道 337 号）、３・４・18 号支笏湖通（主要道道支笏湖公園線）、３・４・21 号９線通（一般道道島松千歳線）、３・５・33 号鉄北通（市道鉄北通）、３・４・60 号南千歳駅通

（一般道道南千歳停車場線）、３・４・111 号基線通（主要道道恵庭栗山線）、３・４・103 号川沿大通（主要道道恵庭岳公園線）及び３・３・105 号江別恵庭大通（主要道道江別恵庭線）を配置する。

・都市幹線街路

主要幹線街路を補完する幹線街路として、３・３・５号祝梅大通（市道祝梅大通）、３・３・６号東大通（市道東大通）、３・３・12 号日の出大通（市道日の出大通）、３・３・14 号７線大通（市道７線大通）、３・３・15 号４線大通（市道４線大通）、３・４・13 号 33 号通（市道 33 号通）、３・４・17 号 29 号通（市道 29 号通）、３・４・22 号 30 号通（市道 30 号通）、３・４・27 号６線通（市道６線通）、３・４・28 号長都駅通（市道長都駅通）、３・４・29 号市場通（市道市場通）、３・４・39 号美々西通（市道美々西通）、３・２・40 号泉沢東大通（市道泉沢東大通）、３・４・41 号泉沢中央通（市道泉沢中央通）、３・４・45 号美々南通、３・４・50 号 28 号通（市道 28 号通）、３・４・65 号北信濃通（市道 28 号通）、３・４・103 号川沿大通（市道川沿線）、３・３・106 号島松大通（一般道道島松停車場線、市道島松大通及び西６線）、３・４・107 号恵南柏木通（市道恵南柏木通）、３・４・108 号戸磯団地通（市道戸磯工業団地通）、３・４・110 号柏木戸磯通（市道柏木戸磯通）、３・４・112 号戸磯黄金通（市道戸磯黄金通）、３・４・113 号柏木中通（市道柏木中通）、３・４・116 号 19 号通（市道南 19 号島松線）、３・４・118 号中恵庭通（一般道道島松千歳線、市道島松中通）、３・４・123 号団地中央通（市道恵庭団地中央通及び恵み野団地中央通）、３・４・133 号相生通（市道相生通）及び３・５・119 号西島松通（市道西島松通）を配置する。

b　都市高速鉄道

都市高速鉄道としてＪＲ千歳線を配置しており、千歳市の一部を連続立体交差化していることから、今後とも南北市街地の交通の円滑化を図る。

c　駐車場・駐輪場

ＪＲ千歳線千歳駅及び長都駅周辺に配置し、駐車場･駐輪場需要に対応した整備・保全に努める。

d　交通結節点等

・３・３・７号中央大通（一般道道早来千歳線）にＪＲ千歳線千歳駅の駅前広場、３・５・33 号鉄北通（市道鉄北通）及び３・４・60 南千歳駅通（一般道道南千歳停車場線）に交通広場を配置していることから、公共交通の機能強化、利便性の向上及び賑わい創出を図り、交通結節点としての機能を高めるとともに、ＪＲ千歳線長都駅及び新千歳空港駅と連携し、交通拠点として機能充実を図る。

・３・３・105 号江別恵庭大通（主要道道江別恵庭線）に接続するＪＲ千歳線島松駅西口広場と東西を繋ぐ自由通路及び３・４・115 号島松駅通（一般道道島松停車場線）の駅前広場を配置することで、東西の連携とともに賑わいの創出を図る。

・３・４・109 号恵庭駅通（一般道道恵庭停車場線）及び３・３・129 号黄金学園通（市道黄金学園通及び恵庭東口駅広線）にＪＲ千歳線恵庭駅の駅前広場、３・４・134 号恵み野駅通（市道恵み野駅通及び恵み野西口駅広線）にＪＲ千歳線恵み野駅の駅前広場、３・４・115 号島松駅通（一般道道島松停車場線）、ＪＲ千歳線島松駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節機能の充実を図る。

E　空　港

新千歳空港は、北海道の航空ネットワークの中核空港として、増加する人や貨物の需要に対応するための機能強化を図り、北の国際拠点空港化を進めるとともに、中心市街地や観光施設等の各拠点とのアクセス機能の強化に努める。

③　主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

・3・2・3号国道36号（国道36号）
・3・2・26号美々駒里大通（一般道道早来千歳線）
・3・4・18号支笏湖通（主要道道支笏湖公園線）
・3・4・107号恵南柏木通（市道恵南柏木通）
・3・4・111号基線通（主要道道恵庭栗山線）
・3・4・123号団地中央通（市道恵庭団地中央通）
・3・4・133号相生通（市道相生通）

上記、7路線の整備を促進する。

（2）下水道及び河川

①　基本方針

a　下水道及び河川の整備の方針

近年、都市化の進展及び気候の変動に伴い、市街地の保水及び遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア　下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ　河　川

・河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づき積極的に治水施設等の整備を促進する。また、市街地の開発にあっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、河川環境の整備と保全に努める。
・千歳川については、治水上の安全性を確保するため、市街地整備との整合を図りながら整備の促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川及び水辺空間の創出に努める。
・美々川については、自然環境の保全に努める。
・流域の地形特性、土地利用状況及び洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。

b　整備水準の目標

ア　下水道

・本区域における下水道の整備は、将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。
・本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で97.8%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ　河　川

河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園緑地との連携を強めつつ、河川の親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。

② 主要な施設の配置の方針

a　下水道

・本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。
・千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を確保するとともに、適切な改築更新を図る。
・恵庭公共下水道については、中島松地区に処理場を配置し幹線管渠を適切に確保し、戸磯地区及び下島松地区の普及を図る。
・雨水処理については、河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。

b　河　川

千歳川、ママチ川、長都川、新ママチ川、漁川、島松川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合し、河川及び水辺空間の整備及び保全に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

・千歳公共下水道では、分流化を推進するため汚水管の整備や、浸水対策として管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図り、恵庭公共下水道では、分流化を推進するため汚水管の整備や、浸水対策として幹線管渠整備を進め、処理場の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら計画的な改築更新を行い、機能維持を図る。
・河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川の整備の促進を図るとともに、内水対策並びに流域対策について、地域で協議を行い必要な対策を進めていく。
・市街地においては、人と川のふれあいの場の提供に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。

（３）その他の都市施設

・ごみ焼却場、ごみ処理場、市場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては都市計画決定に向けた検討を行う。
・恵庭市の一般廃棄物処理施設は、焼却施設、生ごみし尿処理場を中島松地区、ごみ処理場を盤尻地区、リサイクルセンターを島松沢地区に配置しており、当分の間、この処理体制を維持するほか、新たなごみ処理場の整備について検討を行う。

３．市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）主要な市街地開発事業の決定の方針

中心商業業務地及び恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに魅力的で快適な都市空間の確保に努める。

新市街地については、土地区画整理事業等による計画的開発を検討し、秩序ある市街地の形成を図る。

（２）市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

恵庭駅西口地区（土地区画整理事業、市街地再開発事業）

４．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）基本方針

本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川及び漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあって、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、人口、産業規模ともに増加傾向を示していることからも、都市化の進展が予想され、ついては、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成等について積極的な取り組みが一層必要となっている。

このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かなまちづくりを進めていくために、

・街区公園・近隣公園・地区公園の計画的な整備及び再整備
・緑豊かな運動公園の設置
・清流と河畔林を生かした緑の軸の育成強化
・市街地及び周辺の樹林地の保全

等の施策が求められている。

これらの施策を進めるにあたって、緑地形態については、南北に千歳川、長都川及び漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。

この骨格的な緑地をはじめ郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全を図るとともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮されるように、緑地の保全及び緑化の推進に関する「緑の基本計画」に基づき、公園緑地等の整備、再整備又は保全を行い、適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

（２）緑地の配置の方針

①　緑地系統ごとの配置方針

a　環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、千歳川、ママチ川、長都川、ゴセン川及び漁川の河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園の樹林地を配置し、保全を図る。

自然環境保持のため泉沢地区の樹林地を配置し、保全を図る。

b　レクリエーション系統

・住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、３～４住区に１箇所の地区公園を配置する。

・住民の休養、休息、運動、教養、自然及び文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、青葉公園、美々公園、恵庭公園、恵み野中央公園、青空公園を配置する。
・レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道を泉沢向陽台地区に配置する。
・貴重な水辺空間である千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン川、漁川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川の河川敷を多目的なレクリエーションの場として配置し、利用を図る。
・河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図り、観光レクリエーションの場として道の駅サーモンパーク千歳を配置する。

c　防災系統

・地震及び火災等の災害時の避難地として、青葉公園等の公園緑地を配置し、千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン及び漁川を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として泉沢向陽台地区に配置する。
・美々地区、北信濃地区、上長都地区、泉沢向陽台地区、流通地区、柏台南地区及び戸磯地区の工業団地周辺並びに工業地と住宅地が隣接する地域については、緩衝緑地を配置する。
・空港周辺に防音等に資する緩衝樹林を配置する。
・土砂流出及び崩壊等による災害を防止するため、桂木地区、大和地区及び柏木地区等の急傾斜地の斜面緑地の保全や整備を図る。

d　景観構成系統

・街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林等の保全を図る。
・都市景観として、道の駅サーモンパーク千歳、グリーンベルトの活用と漁川河川緑地の整備を図る。
・郷土景観として意識の高い、ウサクマイ遺跡群、キウス周堤墓群周辺、長都神社及び千歳神社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。
・地域特有の歴史を有する景観としてウサクマイ遺跡群及びキウス周堤墓群周辺の保全・活用を図る。
・市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置する等、都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。

e　その他の系統

・開拓の歴史をしのぶ開拓記念公園を配置する。
・千歳墓園を配置し、周辺農業地域等の環境と一体的に、静寂な土地を保全する。

②　コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

将来の人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、千歳市は長期未着手である総合・運動公園等の一部見直しを含めて、区域内の公園緑地が都市の利便性上を図る上で、より有効となるよう検討する。

（３）実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑の基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設として定める。

千歳恵庭圏都市計画区域

方針付図

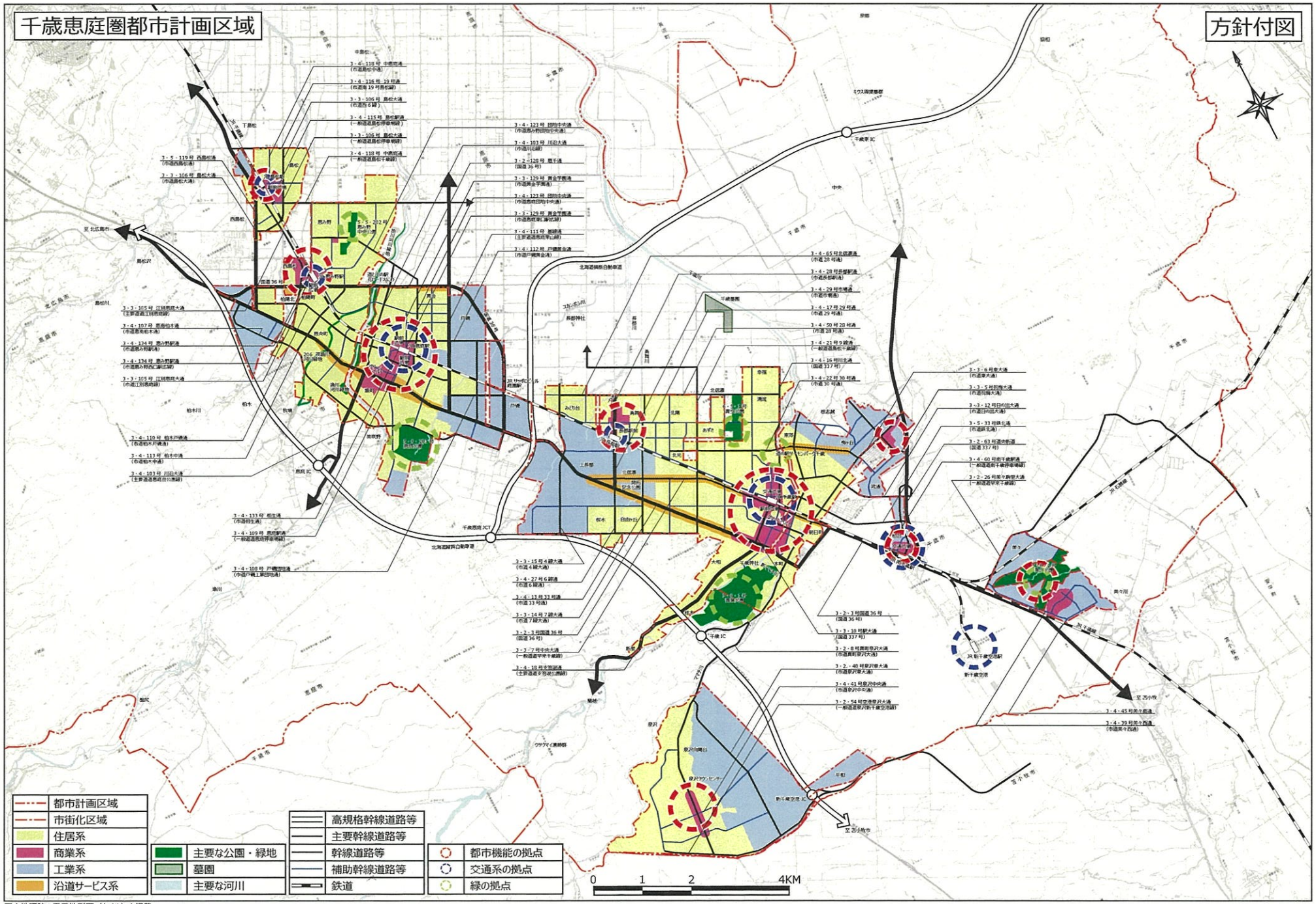

国土地理院の電子地形図（タイル）を掲載。
国土数値情報（都市地域データ、森林地域データ、農業地域データ、高速道路時系列データ、鉄道時系列データ）をもとに北海道が編集・加工。

千歳恵庭圏都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

【新】

Ⅰ．都市計画の目標

1．基本的事項

（1）目標年次

この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年(2030年)の姿として策定する。

（2）範　囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市町名	範　囲	規　模
千歳恵庭圏都市計画区域	千歳市	行政区域の一部	約 25,890 ha
	恵庭市	行政区域の一部	約 16,458 ha
	合　計		約 42,348 ha

2．都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域石狩地域の南部に位置し、支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、恵まれた気候、平坦で広大な用地、豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、高次都市機能・産業機能等の集積と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進めている。

また、札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てを生かせる交通の要衝であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。

【旧】

Ⅰ．都市計画の目標

1．基本的事項

（1）目標年次

この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成32年の姿として策定する。

（2）範　囲

本区域の範囲及び規模は、千歳市及び恵庭市の2市にわたり、その面積は次のとおりである。

	市	範　囲	面　積
都市計画区域の範囲	千歳市	行政区域の一部	約 27,570 ha
	恵庭市	行政区域の一部	約 16,420 ha
	合　計		約 43,990 ha

2．都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域（石狩地域）の中核都市群として、道都札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てをいかせる交通の要衝地で、人口159,051人（平成17年国勢調査）を擁する地域であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。

また、交通のネットワークとしては、ＪＲ千歳線、ＪＲ石勝線、3･2･3号国道36号（国道36号）、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道等によって全道各地と連携されるとともに、新千歳空港によって全国の主要地域と結ばれている。

現在、圏域では、新・北海道総合計画に基づき、北海道全体をけん引する「道央広域連携地域」として取り組みが進められており、また、新千歳空港の国際拠点空港化が推進されている。

このような立地条件にあって、支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、北海道のなかでは雪が少なく比較的温暖な気候、平坦で広大な用地、地下水をはじめとする豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けるなど、先端的な技術開発を中心とした知識集約型産業の育成と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進め、北のハイテク都市の形成を目指している。

一方、地方拠点都市地域として千歳恵庭圏の都市機能をさらに向上させるなど、地

【変更理由】

※区域マスの表現の統一による修正

※区域マスの表現の統一による修正

※測量精度の高度化による修正

※測量精度の高度化による修正

※区域マスの表現の精査による修正

※平成28年 千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画P1による文言修正

※区域マスの表現の精査による削除

※区域マスの表現の精査による削除

※区域マスの表現の精査による削除

	域の自立的成長力を高めていくことが重要となっているが、まちづくりにおいては、「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」の時代を迎えており、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの社会経済情勢の変化に対応し、構成市における以下の基本目標を踏まえつつ、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくり、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。	
	（1）千歳市	
千歳市では、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。	千歳市は、安定した地域農業の確立、製造業や光関連産業に加え、交通の利便性を生かした物流施設や北海道の農産物を生かした食品加工産業などの誘致の推進、支笏洞爺国立公園を主とする豊かな大自然を背景とした観光産業の振興、新千歳空港等交通体系の整備充実並びに堅実な人口増加に支えられた住宅地の整備が着実に進められており、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。	※区域マスの表現の精査による修正
また、近年の少子高齢化の進展や将来の人口減少社会への対応、循環型社会への転換、社会経済のグローバル化、地域社会の構造変化など、大きな変革の時代を迎えるなか、時代の変化に対応しながら、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展や市民生活の向上を目指し、まちづくりを推進する。	近年の少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化と逼迫する地方財政、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換など、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えているなか、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指し、長期的な視野に立ったまちづくりの指針を示す新たな総合計画（平成23年度～平成32年度）との整合を図りながら、まちづくりを推進する。	※区域マスの表現の精査による修正
	（2）恵庭市	※区域マスの表現の精査による修正
恵庭市では、恵庭、島松及び恵み野のＪＲ千歳線３駅を中心に、それぞれ個性豊かな「地域中心」の形成を図りながら、都市全体として必要な都市機能を分担して提供し、「だれもが、安心安全に暮らせるコンパクトな生活都市」の実現を目指し、まちづくりを推進する。	恵庭市は、食品・住宅関連産業を中心とする工業の集積や、道都圏の増加人口を収容するための住宅地の整備、開発により、道内でも有数な人口増加都市として成長を遂げてきており、人口減少、高齢化等、社会情勢が変化する中においても緩やかではあるが人口増加を続けてきた。 しかし、将来においては、「集約型都市構造」を明確に意識した上で、恵庭、島松、恵み野のＪＲ千歳線３駅を中心に、それぞれ個性豊かな「地域中心」の形成を図りながら、都市全体として必要な都市機能を分担して提供し、「だれもが安心安全に暮らせるコンパクトな生活都市」の実現を目指していく。 第４期恵庭市総合計画（平成18年度～平成27年度）は、将来像を「水・緑・花 人がふれあう 生活都市えにわ」としており、その実現に向けて、①水と緑と花に彩られた魅力あるまちづくり、②安心して健康に暮らし子どもを大切にするまちづくり、③学ぶこころと元気なからだを育むまちづくり、④生活環境が整い安全安心でゆとりあるまちづくり、⑤地域資源を生かした活気あるまちづくり、⑥市民と行政が情報と活動を共有するまちづくりの６つの基本目標に基づき、まちづくりを推進している。	
本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の既存ストックや未利用地を有効に活用することにより、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、都市の防災性の向上を図り、地球環境時代に対応した資源循環が進んだ効率的な都市構造への転換に		※区域マスの表現の統一による修正

向けた都市づくりを進める。

Ⅱ．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1．区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまでも空・陸交通の要衝であること及びや自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にある。

一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2．区域区分の方針

（1）おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

	平成27年(2015年)(基準年)	令和7年(2025年)	令和12年(2030年)
都市計画区域内人口	165 千人	おおむね166千人	おおむね 163 千人
市街化区域内人口	154 千人	おおむね156千人	おおむね 155 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

（2）産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成27年(2015年)(基準年)	令和12年(2030年)
生産規模	工業出荷額	3,859 億円	4,429 億円
	卸小売販売額	3,145 億円	3,727 億円
就業構造	第1次産業	2.5 千人 (3.4%)	1.7 千人 (2.3%)
	第2次産業	15.0 千人 (20.3%)	14.5 千人 (19.3%)
	第3次産業	56.5 千人 (76.3%)	58.7 千人 (78.4%)

(注) 生産規模の令和12年(2030年)推計値は平成27年(2015年)価格を基準とする。

（3）市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成27年(2015年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その

Ⅱ．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1．区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまでも空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にあることから、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

※区域マスの表現の統一による修正

2．区域区分の方針

（1）おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

※区域マスの表現の統一による修正

区分＼年次	平成17年(基準年)	平成32年(目標年)
都市計画区域内人口	159 千人	おおむね164千人
市街化区域内人口	145 千人	おおむね154千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

（2）産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

※区域マスの表現の統一による修正

区分＼年次		平成17年(基準年)	平成32年(目標年)
生産規模	工業出荷額	3,405 億円	4,589 億円
	卸小売販売額	2,680 億円	3,186 億円
就業構造	第1次産業	2.9 千人 (3.8%)	2.5 千人 (3.2%)
	第2次産業	15.7 千人 (20.9%)	17.5 千人 (22.0%)
	第3次産業	56.6 千人 (75.3%)	59.4 千人 (74.8%)

※区域マスの表現の精査による修正

（3）市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

※区域マスの表現の統一による修正

市街化区域は、平成17年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域とすることとし、その規模につ

規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。 年　次：令和12年(2030年) 市街化区域面積：おおむね 5,079 ha (注)市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。	いては、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地を配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。 年　次：平成32年 市街化区域面積：5,026 ha (注)市街化区域面積は、平成32年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。	
Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要用途の配置の方針 本区域は、豊かな自然に恵まれ、空・陸交通の要衝として発展しており、それに伴う人口増加に合わせた計画的な市街地の整備を進めてきている。近年は、全国的に人口減少社会が到来しており、本区域においても将来的には人口減少に転じることが予想されるが、人口増加を持続している。 そのような中、人口増加を背景とした土地利用増加による住宅用地の減少、中心市街地においては少子高齢化を背景とした来街者減少による賑わい不足及び空港機能や周辺交通アクセス強化に合わせた工業・流通業務地の形成促進が課題となっている。 本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用などにより、少子高齢・将来の人口減少に対応した成熟したまちづくり、さらには、資源循環が進んだ都市構造への転換を目指す。 このため、本区域の市街地においては、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用の方針に沿って、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地区計画制度等を活用しながら、安全で快適な都市生活を持続可能とする地区の特性に応じたまちづくりを目指すこととし、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地、産業支援・交流業務地の各用途を次のように配置する。	Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要用途の配置の方針 本区域は、豊かな自然に恵まれ、空・陸交通の要衝として発展しており、それに伴う人口増加に合わせた計画的な市街地の整備を進めてきたが、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの都市をとりまく環境の変化に対応するため、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用などにより、コンパクトで成熟したまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指す。 このため、本区域の市街地においては、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用の方針に沿って、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地区計画制度等を活用しながら、地区の特性に応じたまちづくりを目指すこととし、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地、産業支援・交流業務地の各用途を次のように配置する。	※区域マスの表現の精査による修正 ※千歳市都市マスH24策定P9による文言修正
① 住宅地 ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 ・高度利用住宅地は、千歳市の中心商業業務地の周辺に配置し、中高層住宅を主体とし、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な生活利便施設が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。 ・一般住宅地は、高度利用住宅地、幹線道路、千歳市の地域商業業務地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設等が適切に配置された、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。 ・恵庭市の一般住宅地のうち、都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んでいない島松地区については、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。	① 住宅地 本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 高度利用住宅地は、千歳市の中心商業業務地の周辺や恵庭市の地域商業業務地の周辺に配置し、中高層住宅を主体とし、多様な都市機能と複合化した利便性の高い住宅地を形成する。 また、恵庭市の高度利用住宅地については、住宅の更新などに合わせて土地の高度利用の促進や市街地環境の改善を図る。 一般住宅地は、高度利用住宅地の周辺や幹線道路の沿道、千歳市の地域商業業務地の周辺などに配置し、生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設等が適切に配置された、良好な住環境の形成を図る。 また、恵庭市の一般住宅地のうち、都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んできた住宅地については、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正

・専用住宅地は、千歳市の自由ヶ丘地区、桜木地区、北光地区、北陽地区、あずさ地区、勇舞地区、みどり台地区、桂木地区、新星地区、恵庭市の恵み野地区、美咲野地区、黄金地区に配置し、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持、保全を図る。	専用住宅地は、千歳市の自由ヶ丘地区、桜木地区、北光地区、北陽地区、JR長都駅前及び周辺地区、桂木地区、新星地区、恵庭市の恵み野地区、美咲野地区、黄金地区などに配置し、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持、保全を図る。	※区域マスの表現の統一による修正 ※開発終了を反映した文言修正
・千歳市の泉沢向陽台地区、みどり台地区には、周辺の森林環境を生かしたゆとりと潤いのある低層専用住宅地を配置する。	千歳市の泉沢向陽台地区等には、臨森林型住宅地の専用住宅を配置し、周辺の森林環境を生かしたゆとりと潤いのある低層専用住宅地を配置する。	※区域マスの表現の精査による修正
・今後、整備される住宅地については、地区特性等を踏まえ必要に応じて地区計画等を活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設等の立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努める。	今後、整備される住宅地については、地区特性等を踏まえ必要に応じて地区計画等を活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設等の立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努める。	
② 商業業務地	② 商業業務地	
・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。	本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。	
・中心商業業務地は、千歳市のＪＲ千歳駅周辺に配置し、多様な経済活動や事業活動、人の交流が行われる広域的かつ総合的な拠点の形成を図る。	中心商業業務地は、千歳市のJR千歳駅周辺に配置し、多様な経済活動や事業活動、人の交流が行われる広域的かつ総合的な拠点の形成を図る。	
・地域商業業務地は、千歳市のＪＲ長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区、恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺地区とＪＲ島松駅周辺地区、ＪＲ恵み野駅周辺地区と、柏陽北地区に配置し、日常生活圏における生活利便性等の確保や住民の健康増進や文化の享受に資する土地利用を図る。	地域商業業務地は、千歳市のJR長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区、恵庭市のJR恵庭駅周辺及び漁町地区とJR島松駅、JR恵み野駅の各周辺に配置し、日常生活圏における生活利便性等の確保や住民の健康増進や文化の享受に資する土地利用を図る。	※島松駅周辺整備と柏陽地区の区域編入を考慮
・沿道商業業務地は、３・２・３号国道36号（国道36号）のうち上長都地区から本町地区の沿道、３・３・７号中央大通（一般道道早来千歳線）のうち上長都地区から朝日町地区にかけての沿道及び３・４・22号30号通のうち東郊地区から梅ケ丘地区にかけての沿道に配置し、背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮しつつ、沿道における利便性の向上を図る。	沿道商業業務地は、３・２・３号国道36号（国道36号）、３・３・７号中央大通のうち北信濃地区から北栄地区及び本町地区にかけての沿道など、主要幹線道路等の沿道に配置し、背後地の住環境等に配慮しつつ、沿道における利便性の向上を図る。	※区域マスの表現の精査による修正
③ 工業・流通業務地	③ 工業・流通業務地	
・本区域における工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。	本区域における工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。	
・千歳市の工業・流通業務地については、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら交通拠点機能を生かし、製造業や先端技術産業、流通加工機能のほか、産業及び観光振興機能等の集積を図ることとし、恵庭市の工業・流通業務地については、既存の食品・物流関連産業等を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。また、スポーツ・レクリエーション機能の導入や公園・緑地の配置など潤いのある操業環境の創出を図る。	千歳市の工業・流通業務地については、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら新千歳空港の機能の強化に合わせ、主要幹線道路の整備を進め、製造業や先端技術産業、流通加工機能等の集積を図ることとし、恵庭市の工業・流通業務地については、既存の食品・物流関連産業等を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。また、スポーツ・レクリエーション機能の導入や公園・緑地の配置など潤いのある操業環境の創出を図る。	※千歳市第２期都市マスタープラン（平成24年３月策定）P84による修正
・千歳市の北信濃地区、美々地区、上長都地区、泉沢地区には一般工業地を配置し、製造加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地を形成する。	一般工業地は、千歳市の北信濃地区、上長都地区、美々地区、泉沢地区などに配置し、製造加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地を形成する。	※区域マスの表現の精査による修正
・恵庭市の戸磯地区には、一般工業地を配置し、一般企業の誘致のほか、インキュベート機能の増進やベンチャー企業の受け入れを図ることにより、既存企業が新	恵庭市の恵庭テクノパークには、一般工業地を配置し、一般企業の誘致のほか、インキュベート機能の増進やベンチャー企業の受け入れを図ることにより、既存企業が	※区域マスの表現の精査による修正

技術等の導入により新規事業を立ち上げるなどの産業振興を支援する。 ・流通業務地は、千歳市の流通地区、清流地区及び平和地区に配置し、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した流通業務地の形成を図る。	新技術等の導入により新規事業を立ち上げるなどの産業振興を支援する。 流通業務地は、千歳市の流通地区及び清流地区に配置し、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した流通業務地の形成を図る。	※編入した平和を追加
④ 産業支援・交流業務地 ・本区域の産業支援・交流業務地は、千歳市のＪＲ南千歳駅周辺、美々地区、流通地区に配置し、中心商業業務地を補完し、新千歳空港の機能強化に合わせ産業や観光振興機能を強化しつつ、生産、物流、交流及び学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。	④ 産業支援・交流業務地 本区域の産業支援・交流業務地は、千歳市のJR南千歳駅周辺、美々地区、流通地区に配置し、中心商業業務地を補完し、生産、物流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。	※区域マスの表現の精査による修正 ※都市マスH24策定P84による文言修正
⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 ・中心商業業務地については高度利用と都市機能の向上、地域商業業務地については地域の生活利便の向上、沿道商業業務地の地区については沿道における利便性向上を図るため、土地利用の動向等を踏まえながら、必要に応じて用途転換や用途の複合化を図るよう検討する。		※区域マスの表現の統一による修正 ※「恵庭市都市計画マスタープラン（平成23年版）」P19による追記 ※「千歳市都市計画マスタープラン（平成24年版）」P21、59による追記
・恵庭市の柏陽・恵央地区においては公営住宅の集約化や公共機能の複合化を進めるため、必要に応じて適切な用途転換や地区計画の活用を図る。		※「市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画」P34～P38による追記
・本区域の幹線道路の沿道については、必要に応じて背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮し、地区特性に応じた用途転換を検討する。 ・既成市街地において、社会経済情勢の変化や市街地の成熟化に伴い、土地利用を見直す必要が生じた場合は、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画等の活用により適正かつ計画的な市街地の形成を図るよう検討する。		※千歳市第７期総合計画（令和３年版）P69及び千歳市第３期都市計画マスタープラン（令和４年３月策定予定）に記載予定
・工業系用途地域に指定されている幸福地区では、住宅地としての土地利用が進んでいることから、良好な住環境の形成を図るため、住宅地への用途転換を図るよう検討する。 ・大規模な未利用地及び公共用地において、土地利用の転換が図られる場合には、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画等の活用により計画的かつ一体的な土地利用を図る。		※「千歳市都市計画マスタープラン（平成24年版）」P68による追記
（２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針 ・中心商業業務地や官公庁が立地する地区については、各機能の集積による効果を高めるため高密度での土地利用を推進する。 ・恵庭市は、公営住宅の建替事業を図る柏陽・恵央地区について、公共空間やオープンスペースの適切な確保を図りながら中高密度での土地利用を進める。	（２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針 中心商業業務地や官公庁が立地する地区については、各機能の集積による効果を高めるため高密度での土地利用を推進する。 中層公営住宅を計画的に配置する千歳市の末広地区及び緑町地区並びに公営住宅の建替事業を図る恵庭市の恵央地区については、公共空間やオープンスペースの適切な確保を図りながら高密度での土地利用を進める。	※事業終了のため削除 ※恵庭市の柏陽地区と一体に計画することを反映。
・計画的な住宅地の開発が行われた千歳市の泉沢地区、北陽地区、あずさ地区、清流地	計画的な住宅地の開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区、	※開発終了地域を反映

区、勇舞地区及びみどり台地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区については、低密度での土地利用により、ゆとりある良好な住環境の維持、形成を図る。 ・工業・流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、 地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。	現在、開発が進められている千歳市のおさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区、あずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などについては、低密度での土地利用により、ゆとりある良好な住環境の維持、形成を図る。	※区域マスの表現の統一による追記
	（3）市街地における住宅建設の方針 本区域における公共賃貸住宅については、千歳市公営住宅ストック総合活用計画及び恵庭市公営住宅整備活用計画に基づき、計画的に建替事業を推進しているところであり、今後についても、高齢化社会に対応した公共賃貸住宅の整備を進めるとともに、住宅マスタープランの見直し及び新たに策定予定の公営住宅長寿命化計画などにより、今後の公営住宅の建替や既存ストックの有効利用を図るものとする。	※区域マスの表現の統一による削除
（3）市街地の土地利用の方針 ① 土地の高度利用に関する方針 ・中心商業業務地については、土地の高度利用の促進と都市機能の向上、建築物の不燃化を図るとともに、都市施設の集積などにより、低未利用地の有効活用を進め、魅力ある良好な都市空間の創出に努める。 ・ＪＲ千歳駅周辺を交流拠点とし、主要幹線道路沿道での商業・業務機能と居住機能の複合化による都心機能や商業施設機能の強化、魅力ある商業空間の創出を図る。 ・千歳市の地域商業業務地については、日常生活圏における利便性の向上に資する土地の高度利用を進め、生活拠点の形成を図る。 ・恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺については、市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の集積を促進するため、土地の高度利用を図る。	（4）市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ① 土地の高度利用に関する方針 中心商業業務地については、土地の高度利用の促進と都市機能の向上、建築物の不燃化を図るとともに、魅力ある良好な都市空間を創出に努める。 特にJR千歳駅付近を駅前交流拠点とし、主要幹線道路沿道での商業・業務機能と居住機能の複合化による都心機能や沿道サービス機能の強化、魅力ある商業空間の創出を図る。 千歳市のJR長都駅周辺や泉沢タウンセンター地区については、地域商業業務地として、日常生活圏における利便性の向上に資する土地の高度利用を図る。 恵庭市のJR恵庭駅周辺については、市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の集積を促進するため、土地の高度利用を図る。 千歳市の末広地区及び緑町地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、計画的な建替事業等の促進により、土地の高度利用を進めるとともに、オープンスペース等を適切に確保することにより、住環境の改善を図る。 ② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 中心商業業務地やJR長都駅周辺及び泉沢地域のタウンセンター地区周辺については、周辺住民のニーズや土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途転換や用途の複合化を図ることにより、多様な都市機能の集積や商業業務機能の増進を図る。 一定規模の未利用地について、周辺住民のニーズ等を踏まえた生活利便施設の立地など、用途転換や用途の複合化を図る場合には、地区計画等を活用し計画的な土地利用の誘導に努める。 恵庭市のJR恵庭駅周辺は、多くの人々が集い交流する魅力的な地域拠点の形成を進	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※千歳市都市マスH24策定P68による文言修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※上段で定義付けされているため削除 ※千歳市都市マスH24策定P74,78による文言修正 ※恵庭市都市計画マスタープラン（平成23年版）」P50～51を引用 ※事業終了のため削除 ※区域マスの表現の統一による削除

	めるため、用途転換や用途の複合化を図る。 本区域の幹線道路の沿道については、背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮し、地区特性に応じた用途転換を図る。	
② 居住環境の改善又は維持に関する方針 ・既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。	③ 居住環境の改善又は維持に関する方針 既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。 耐震性が確保されていない老朽住宅等においては、耐震化の促進に取り組み、建替えにあわせ長期優良住宅等の推進を行い、居住環境の改善を図る。	※区域マスの表現の統一による修正 ※土地利用に関しての記載ではないため削除
・千歳市の航空機騒音の影響を受ける準工業地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、住宅地として環境の保全を図る。 ・千歳市の老朽化した公営住宅については建替えも含め検討する。 ・恵庭市の老朽化した公営住宅が立地する柏陽・恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な住環境の形成を図る。	千歳市の航空機騒音の影響を受ける準工業地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、住宅地としての環境の保全を図る。 老朽化した公営住宅が立地する千歳市の末広地区、富丘地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な住環境の形成を図る。	※千歳市公営住宅棟長寿命化計画 H30 見直し P68、市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画（素案）（平成31年3月）を反映して文言追記を反映して文言修正 ※千歳市と恵庭市を明確に分けた文章に修正
・計画的に開発が行われた千歳市の北陽地区、あずさ地区、清流地区、勇舞地区及びみどり台地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区の住宅地は、地区計画等により引き続き良好な住環境の維持形成に努める。	計画的に開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区及び現在開発が進められている、長都駅みどり台地区や北陽高校前地区及びあずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などの住宅地は、地区計画等により引き続き良好な住環境の維持形成に努める。	※地区計画が想定されない泉沢を削除
・住宅地について、居住者の利便性向上や居住水準の向上を図る場合においては、幹線道路沿道等の用途地域の緩和や容積率・建蔽率の緩和など必要な見直しを行う。		※区域マスの表現の統一による追加
・準防火地域について、延焼の危険性等を評価した上で指定区域の適正化を図り、市街地の防災性能を維持しつつ、建築物の建替更新を促すことで居住環境の改善に努める。		※区域マスの表現の統一による追加
③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 ・本区域の市街化区域内には、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が貫流し、市街地の縁辺部も含めて良好な自然環境が多く残されていることが特徴である。このことから、市街地整備にあたってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図る。	④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 本区域の市街化区域内には、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が貫流し、市街地の縁辺部も含めて良好な自然環境が多く残されていることが特徴である。 このことから、市街地整備にあたってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図るものとする。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正
（4）その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 ・本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持	（5）市街化調整区域の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 本区域のうち、集団的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を	※区域マスの表現の統一による修正

と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第８条第２項第１号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。	図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第８条第２項第１号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。	
・千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。 ・恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。	千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。 恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。	
② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・溢水、越水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。 ・土砂災害特別警戒区域に指定されている千歳市の中央地区、泉郷地区、北信濃地区、泉沢地区、蘭越地区、幌加地区、協和地区、恵庭市の牧場地区及び柏木地区、西島松地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、防災関係機関等とともに、災害の防止に努める。	② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 崖地や傾斜地などの災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに緑化を促進し、保全に努め災害の防止を図る。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正
③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された恵庭市の西島松地区の樹林地等の良好な自然環境については、後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、今後とも適切な維持・保全に努める。 ・ウサクマイ遺跡群及びキウス周堤墓群周辺については、自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境形成の観点から、文化の継承・保全・活用を図り、今後とも適切な維持・保全に努める。	③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された恵庭市の西島松地区の樹林地等の良好な自然環境については、後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、今後とも適切な維持・保全に努める。	※千歳市アイヌ施策推進地域計画及び世界遺産登録推薦より追記
④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 ・本区域は、人口、産業規模ともに増加傾向を示し、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実になった段階で市街化区域への編入を予定することとする。	④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 本区域は、人口、産業規模ともに増加傾向を示しており、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実になった段階で市街化区域への編入を予定することとする。	

・市街化区域等の都市的土地利用が行われている区域に囲まれた市街化調整区域については、農林業と都市計画との調和や関係法令との調整を行い、土地利用の整序を図るため、周辺環境に配慮した住居系土地利用の可能性を優先的に検討する。		※区域マスの精査による追記
	千歳市においては、新千歳空港周辺や新たに整備予定の空港インターチェンジ周辺について既存市街地の工業系未利用地の活用を基本としながらも、交通利便性や産業振興等の観点から都市的土地利用の可能性について検討を行う。	※開発終了のため文言削除
・恵庭市の道と川の駅花ロードえにわについては、今後も交流拠点としての機能の強化、充実を図る。	恵庭市の道と川の駅については、今後も交流拠点としての機能の強化、充実を図る。	
・既成市街地に近接する等、一体的に都市的土地利用の整序を図るべき区域については、無秩序な土地利用や街区の環境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で地区計画等を定めることにより、都市的土地利用の整序を図る。	市街化区域等の都市的土地利用が行われている区域に囲まれた市街化調整区域のうち、無秩序な土地利用や街区の環境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で地区計画等を定めることにより、都市的土地利用の整序を図る。	※区域マスの表現の精査による修正
・千歳市の蘭越地区は、「千歳市アイヌ施策推進地域計画」に基づき、自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境の積極的な保全の観点、文化の継承・保全の観点から、土地利用の可能性について検討を進める。		※千歳市アイヌ施策推進地域計画より追記
・農業地域等における各活動拠点での公共公益施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、必要に応じて農林業と調整を図った上で地区計画等を定めることにより、周辺環境と調和した計画的な立地となるよう努める。	また、農業地域等における各活動拠点での公共公益施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、必要に応じて農林業と調整を図った上で地区計画等を定めることにより、周辺環境と調和した計画的な立地となるよう努める。	※区域マスの表現の精査による修正
・恵庭市の市街化調整区域における優良田園住宅の整備については、周辺の自然環境の保全や農業と都市的土地利用の調和に配慮するとともに、地区計画を定め、良好な田園環境の形成を目指す。	恵庭市の市街化調整区域における優良田園住宅の整備については、周辺の自然環境の保全や農業と都市的土地利用の調和に配慮するとともに、地区計画を定め、良好な田園環境の形成を目指す。	
2．都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2．都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針	
（1）交通施設	（1）交通施設	
① 基本方針	① 基本方針	
a 交通体系の整備の方針	a 交通体系の整備の方針	
本区域は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌市と開発の進む苫小牧東部地域の中間に位置し、交通結節点としての重要な機能をもち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている。	本区域は、北海道の空の玄関である新千歳空港を擁し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌と開発の進む苫小牧東部工業基地の中間に位置し、交通結節点としての重要な機能をもち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている。	※区域マスの表現の精査による修正
このため、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。		※区域マスの表現の統一による修正
交通体系のうち道路については、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道(国道337号)、3・2・3号国道36号（国道36号）、3・3・10号駅大通（国道337号）及び3・2・128号恵千通(国道36号)が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、鉄道については、ＪＲ千歳線及び石勝線が	本区域の交通体系は、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道(道央圏連絡道路)、3・2・3号国道36号（国道36号）、3・3・10号駅大通（国道337号）が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、さらに、ＪＲ千歳線、石勝線が道内の主要都市へ連絡するなど、交通の要衝となっている。	※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の精査による削除

道内の主要都市へ連絡しており、交通の要衝となっている。	一方、交通の主流である自動車交通については、本区域を縦貫している3・2・3号国道36号（国道36号）が、室蘭、苫小牧方面と札幌、小樽方面を結ぶ主要幹線道路である。	
交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、将来の人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。	交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。	※区域マスの表現の精査による削除 ※区域マスの表現の統一による修正
また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。	また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術などを活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。	※区域マスの表現の精査による修正
これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。	これらの考えを基に、基本方針を次のとおりとする。	※区域マスの表現の統一による修正
	ア　広域交通及び域内交通需要に対しては、人口減少などの社会情勢の変化や新千歳空港の機能強化に対応した、各種交通機関の適切な役割分担と有機的な連携を図り、総合的な交通体系の確立を目指す。	
・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。		※区域マスの表現の統一による追加
・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。		※区域マスの表現の統一による追加
・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。		※区域マスの表現の統一による追加
・施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進等、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。	イ　施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進など、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。	※区域マスの表現の統一による修正
	ウ　駅周辺を中核とした公共交通ネットワークの充実に努めるとともに、CO.2の削減など、より環境へ配慮しながらも利用者や時代のニーズに沿った適切な交通システムを目指す。	※千歳市地域公共交通網形成計画 H28 策定 P53,55 に網羅されているため削除
・北海道の産業、経済、文化の交流を図るとともに、安全で円滑な都市交通を確保するため、道路網の形成に努める。また、道路網形成については、主要幹線道路を含む既存の道路の活用を基本とし、交通需要や都市交通のニーズ等を踏まえ必要に応じて新たな道路整備等の検討を行う。		※区域マスの表現の統一により移動及び文言修正
・土地利用の動向や計画交通量等から都市構造を勘案し、鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行う。		※区域マスの表現の統一により移動及び文言修正
・千歳市では、「誰もが公共交通や徒歩、自転車等を日常的に使い分けることが		※区域マスの表現の統一による追記（千歳市地

できず、自然や人に優しく、賑わいと活力に溢れるまちづくり」を目指すため、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから本計画と連携し、公共交通の利用促進のため、今後とも沿道の土地利用と連携した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。 ・千歳市は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有することから、産業、観光等の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び地域の活力向上に寄与するため、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。また、新千歳空港を拠点とした産業・流通・観光の連携強化や防災の観点から、アクセス道路や空港周辺の道路環境整備を促進する。 ・新千歳空港の第2旅客ターミナル地域の活用を促進するとともに、耐震対策の強化、滑走路端安全区域の整備、誘導路複線化による除雪体制の強化を促進し、空港施設の機能充実及び航空輸送の安全・安心の確保を図る。		域公共交通網形成計画 H28 策定 P57 より） ※区域マスの表現の統一による追記 ※区域マスの表現の統一により移動及び文言修正
b　整備水準の目標 ・交通体系については、 広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、 当面次のような整備水準を目標とする。 ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.81 km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。 平成27年(2015年)（基準年）／令和12年(2030年)（目標年） 幹線街路網密度　3.53 km/km²　3.70 km/km² 都市高速鉄道　10.13km　10.13km ② 主要な施設の配置の方針 a 道路 ・広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、札幌・函館・帯広方面を連絡する北海道横断自動車道及び北海道縦貫自動車道を配置する。 ・主要幹線街路 札幌圏の連絡機能強化、地域間交流の活性化及び物流効率化等を支援するため、3・2・63号道央新道（国道337号）を配置する。 空港・産業・流通・観光の連携強化に適切に対応するため、3・2・3号国道36号（国道36号）、3・2・8号真町泉沢大通（市道真町泉沢大通）、3・2・54号空港泉沢大通（一般道道泉沢新千歳空港線）、3・2・26号美々駒里大通（一般道道早来千歳線）、3・3・7号中央大通（一般道道早来千歳線）、3・3・10駅大通（国道337号）、3・4・16号川北通（国道337号）、3・4・18号支笏湖通（主要道道支笏湖公園線）、3・4・21号9線通（一般道道島松千歳線）、3・5・33号鉄北通（市道鉄北通）、3・4・60号南千歳駅通（一般道道南千歳停車場線）、3・4・111号基線通（主要道道恵庭栗山線）、3・4・103号川沿大通（主要道道恵庭岳公園線）及び3・3・105号江別恵庭大通（主	b　整備水準の目標 交通体系については、広域的かつ長期的視点にたって整備を図っていくものとするが、道路については、当面、次のような整備水準を目標として整備を進める。 街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の全線整備を目指すとともに、都市内の幹線街路網は各街路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.51 km/km2 となるように都市計画道路の整備を図る。 年次／平成17年（基準年）／平成32年（目標年） 幹線街路網　3.35 km/km²　3.51 km/km² ② 主要な施設の配置の方針 a 道路 広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、新たに札幌・千歳・帯広方面をネットワークする北海道横断自動車道、札幌・石狩方面と千歳・新千歳空港をネットワークする3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）、北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進するとともに、北海道横断自動車道への利用拡大の為、スマートインターチェンジの設置を検討する。 空港・産業・流通・観光の連携強化に適切に対応するため、3・2・3号国道36号（国道36号）、3・4・18号支笏湖通（道道支笏湖公園線）、3・2・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、3・2・26号美々駒里大通（道道早来千歳線）等において交通環境の改善や整備を促進するとともに、羊ヶ丘通延伸の配置について検討を行う。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※道央圏連絡道路（一般国道337号）泉郷道路再評価原案準備書説明資料 H28P1（北海道開発局）より文言修正

要道道江別恵庭線）を配置する。 ・都市幹線街路 主要幹線街路を補完する幹線街路として、３・３・５号祝梅大通（市道祝梅大通）、３・３・６号東大通（市道東大通）、３・３・12号日の出大通（市道日の出大通）、３・３・14号７線大通（市道７線大通）、３・３・15号４線大通（市道４線大通）、３・４・13号33号通（市道33号通）、３・４・17号29号通（市道29号通）、３・４・22号30号通（市道30号通）、３・４・27号６線通（市道６線通）、３・４・28号長都駅通（市道長都駅通）、３・４・29号市場通（市道市場通）、３・４・39号美々西通（市道美々西通）、３・２・40号泉沢東大通（市道泉沢東大通）、３・４・41号泉沢中央通（市道泉沢中央通）、３・４・45号美々南通、３・４・50号28号通（市道28号通）、３・４・65号北信濃通（市道28号通）、３・４・103号川沿大通（市道川沿線）、３・３・106号島松大通（一般道道島松停車場線、市道島松大通及び西６線）、３・４・107号恵南柏木通（市道恵南柏木通）、３・４・108号戸磯団地通（市道戸磯工業団地通）、３・４・110号柏木戸磯通（市道柏木戸磯通）、３・４・112号戸磯黄金通（市道戸磯黄金通）、３・４・113号柏木中通（市道柏木中通）、３・４・116号19号通（市道南19号島松線）、３・４・118号中恵庭通（一般道道島松千歳線、市道島松中通）、３・４・123号団地中央通（市道恵庭団地中央通及び恵み野団地中央通）、３・４・133号相生通（市道相生通）及び３・５・119号西島松通（市道西島松通）を配置する。	また、これら主要幹線道路を補完する幹線道路の３・４・107号恵南柏木通、３・４・111号基線通、３・４・123号団地中央通などを配置する。	※区域マスの表現の統一による修正
	さらに、主要幹線道路等の道路網形成については、これらに連絡する既存の道路の活用を基本としていることから、交通需要や都市交通のニーズなどを勘案し必要に応じて新たな道路整備や改良などの検討を行う。	※区域マスの表現の精査による削除
	住区レベルの道路については、近隣住区内の幹線となる補助幹線道路やそれに連絡する住区内の主要な区画道路の整備を促進する。	※区域マスの表現の精査による削除
	鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行うとともに、土地利用の動向や計画交通量などから都市構造を勘案し、適切な時期に鉄道の高架化の検討を行う。	※区域マスの表現の精査による削除
	サイクリングロードについては、広域での自治体連携等によるサイクルネット構想が検討されていることから、広域自転車道の整備促進を図る。	※区域マスの表現の精査による削除
b　都市高速鉄道 都市高速鉄道としてＪＲ千歳線を配置しており、千歳市の一部を連続立体交差化していることから、今後とも南北市街地の交通の円滑化を図る。		※区域マスの表現の統一による追加
c　駐車場・駐輪場 ＪＲ千歳線千歳駅及び長都駅周辺に配置し、駐車場・駐輪場需要に対応した整備・保全に努める。	b　駐車場・駐輪場 駐車場・駐輪場については、駅周辺における駐車場・駐輪場需要に対応するため効率的に配置する。	※区域マスの表現の精査による修正

d　交通結節点等 ・３・３・７号中央大通（一般道道早来千歳線）にＪＲ千歳線千歳駅の駅前広場、３・５・33号鉄北通（市道鉄北通）及び３・４・60南千歳駅通（一般道道南千歳停車場線）に交通広場を配置していることから、公共交通の機能強化、利便性の向上及び賑わい創出を図り、交通結節点としての機能を高めるとともに、ＪＲ千歳線長都駅及び新千歳空港駅と連携し、交通拠点として機能充実を図る。 ・３・３・105号江別恵庭大通（主要道道江別恵庭線）に接続するＪＲ千歳線島松駅西口広場と東西を繋ぐ自由通路及び３・４・115号島松駅通（一般道道島松停車場線）の駅前広場を配置することで、東西の連携とともに賑わいの創出を図る。 ・３・４・109号恵庭駅通（一般道道恵庭停車場線）及び３・３・129号黄金学園通（市道黄金学園通及び恵庭東口駅広線）にＪＲ千歳線恵庭駅の駅前広場、３・４・134号恵み野駅通（市道恵み野駅通及び恵み野西口駅広線）にＪＲ千歳線恵み野駅の駅前広場、３・４・115号島松駅通（一般道道島松停車場線）、ＪＲ千歳線島松駅の駅前広場を配置しており；今後とも交通結節機能の充実を図る。 e　空　港 ・新千歳空港は、北海道の航空ネットワークの中核空港として、増加する人や貨物の需要に対応するための機能強化を図り、北の国際拠点空港化を進めるとともに、中心市街地や観光施設等の各拠点とのアクセス機能の強化に努める。 ③　主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。 ・３・２・３号国道36号（国道36号） ・３・２・26号美々駒里大通（一般道道早来千歳線） ・３・４・18号支笏湖通（主要道道支笏湖公園線） ・３・４・107号恵南柏木通（市道恵南柏木通） ・３・４・111号基線通（主要道道恵庭栗山線） ・３・４・123号団地中央通（市道恵庭団地中央通） ・３・４・133号相生通（市道相生通） 上記、７路線の整備を促進する。	c　自動車ターミナル 人と地球にやさしい交通システムを目指すため、公共交通ネットワークの利便性を向上させ、市民が集い親しまれる空間として、駅周辺におけるバスターミナル機能の充実を図る。 d　空　港 北海道の空の玄関である新千歳空港については、グローバル化の進展に伴う人や物の増大に対応するため、国際拠点空港化を推進し、国内・国際航空旅客及び貨物の需要に対応できる整備促進を図る。 ③　主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。 a　道　路 ・北海道横断自動車道の整備を促進する。 ・３・２・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）の整備を促進する。 ・北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進する。 ・３・２・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）の整備を促進する。 b　空　港 新千歳空港の第２旅客ターミナルビルを含めた全体計画の早期完成と、地震に強い空港整備としての施設の耐震強化を図るとともに、空港周辺の環境整備を進	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正

	める。	
（2）下水道及び河川 ① 基本方針 a 下水道及び河川の整備の方針 近年、都市化の進展及び気候の変動に伴い、市街地の保水及び遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。 このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。	（2）下水道及び河川 ① 基本方針 a 下水道及び河川の整備の方針 近年における都市化の進展は、市街地の保水遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害などの問題をもたらしている。 このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。	※区域マスの表現の統一による修正
ア 下水道 都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。	ア 下水道 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の防止を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。	※区域マスの表現の精査による修正
イ 河 川 ・河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づき積極的に治水施設等の整備を促進する。また、市街地の開発にあっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、河川環境の整備と保全に努める。 ・千歳川については、治水上の安全性を確保するため、市街地整備との整合を図りながら整備の促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川及び水辺空間の創出に努める。 ・美々川については、自然環境の保全に努める。 ・流域の地形特性、土地利用状況及び洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。	イ 河 川 河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づき積極的に治水施設などの整備を促進する。また、市街地の開発にあっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案し、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境の保全に努める。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正
b 整備水準の目標 ア 下水道 ・本区域における下水道の整備は、将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。 ・本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で97.8%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。	b 整備水準の目標 ア 下水道 本区域における下水道の整備は、将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。 本区域の下水道普及率は、平成17年で96.9%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。	※平成28年3月時点 千歳市 行政人口 95,413人 処理人口 93,652人 恵庭市 行政人口 68,934人 処理人口 67,151人
イ 河 川 ・河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公	イ 河 川 河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園	

園緑地との連携を強めつつ、河川の親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。	緑地とネットワークを強めて、河川の親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。	合計 行政人口 164,329 人 処理人口 160,796 人
② 主要な施設の配置の方針 a 下水道 ・本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。 ・千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を確保するとともに、適切な改築更新を図る。 ・恵庭公共下水道については、中島松地区に処理場を配置し幹線管渠を適切に確保し、戸磯地区及び下島松地区の普及を図る。 ・雨水処理については、河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。	② 主要な施設の配置方針 a 下水道 本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。 千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を確保するとともに、適切な改築更新を図る。 恵庭公共下水道については、中島松地区に処理場を配置し、幹線管渠を適切に確保し、未整備地区の普及を図る。 雨水処理については、河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。	※区域マスの表現の統一による修正
b 河 川 ・千歳川、ママチ川、長都川、新ママチ川、漁川、島松川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合し、河川及び水辺空間の整備及び保全に努める。	b 河 川 千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの河川は、治水上の安全性を確保するために、市街地整備との整合を図りながら順次整備促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川空間の創出に努める。美々川については、自然環境の保全に努める。 流域の地形特性、土地利用状況、洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正
③ 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。 ・千歳公共下水道では、分流化を推進するため汚水管の整備や、浸水対策として管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図り、恵庭公共下水道では、分流化を推進するため汚水管の整備や、浸水対策として幹線管渠整備を進め、処理場の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら計画的な改築更新を行い、機能維持を図る。 ・河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川の整備の促進を図るとともに、内水対策並びに流域対策について、地域で協議を行い必要な対策を進めていく。 ・市街地においては、人と川のふれあいの場の提供に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。	③ 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。 a 下水道 千歳公共下水道では、千歳川左岸地区などの幹線管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図る。 恵庭公共下水道では、市街化整備に対応し、管渠整備を進めるとともに、処理場の整備を行う。 また老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら計画的な改築更新を行い、機能維持を図る。 b 河 川 河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの整備の促進を図るとともに、内水対策、流域対策について、地域で協議を行い必要な対策をすすめていく。	※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の精査による修正
	（3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	※千歳市緑の基本計画（平成 18 年策定）P47 に

（3）その他の都市施設	① 基本方針	よる追記
・ごみ焼却場、ごみ処理場、市場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。 ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては都市計画決定に向けた検討を行う。	a 廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」を準拠し、各市において定める「一般廃棄物処理計画」等に基づき、計画的な施設の整備及び維持管理を図る。 また、民間事業者等による一般廃棄物処理施設は、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。	※区域マスの表現の統一による修正
・恵庭市の一般廃棄物処理施設は、焼却施設、生ごみし尿処理場を中島松地区、ごみ処理場を盤尻地区、リサイクルセンターを島松沢地区に配置しており、当分の間、この処理体制を維持するほか、新たなごみ処理場の整備について検討を行う。		
	b 市 場 千歳市の公設地方卸売市場は、消費ニーズの多様化や市場外取引の増大により、市場の取扱量が減少しており、市場として適正な規模を検討する。	※区域マスの表現の統一による削除
	② 主要な施設の配置の方針 a 廃棄物処理施設 千歳市の一般廃棄物処理施設は、再資源化施設及び焼却施設、隣接して埋立処分場を美々地区に設置しており、当分の間、この処理体制を維持するとともに効率的・効果的なごみ処理体制の充実を図るため、広域化についても検討を行う。	※区域マスの表現の統一による削除
	恵庭市の一般廃棄物処理施設は、中間処理施設としてリサイクルセンターを島松沢地区に配置しているが、ごみの減量化及び再資源化を図る観点から、生ごみをエネルギー資源として利活用する生ごみ資源化処理施設、さらには紙資源化処理施設の整備を図るとともに、ごみ焼却施設を整備する。	※区域マスの表現の統一による削除
	b 市 場 千歳市公設地方卸売市場は、上長都地区に配置しているが、市場の取扱量が減少していることから、今後、市場としての適正な規模を検討する。	※区域マスの表現の統一による削除
	③ 主要な施設の整備目標 a 廃棄物処理施設 千歳市の廃棄物再資源化施設については、破砕処理施設の整備を行い、再資源	※区域マスの表現の統一による削除

	化の機能向上を図る。 恵庭市では、生ごみ資源化処理施設は平成24年度、紙資源化処理施設及びごみ焼却施設は平成27年度の供用開始を目標として、計画的な施設整備を進める。	
3．市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要な市街地開発事業の決定の方針 中心商業業務地及び恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに魅力的で快適な都市空間の確保に努める。 新市街地については、土地区画整理事業等による計画的開発を検討し、秩序ある市街地の形成を図る。	3．市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要な市街地開発事業の決定の方針 中心商業業務地及び恵庭市のJR恵庭駅周辺については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに魅力的で快適な都市空間の確保に努める。 既成市街地の住宅地のうち、都市基盤施設が未整備な地区については、計画的に面的整備を促進し、土地利用の増進と良好な住環境の創出を図る。 新市街地については、積極的に土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、秩序ある市街地の形成を図る。	※区域マスの表現の統一による削除
（2）市街地整備の目標 おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。 ・恵庭駅西口地区（土地区画整理事業、市街地再開発事業）	（2）市街地整備の目標 千歳市においては、中心市街地地区における交流拠点にふさわしい、快適な歩行者空間の確保と景観形成を進めるとともに、市街地の開発においては、おさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区及びあずさ地区の土地区画整理事業の推進により、低層住宅を主体とした良好な住宅地供給を行う。 恵庭市においては、地域中心における土地利用の転換や高度利用を促進し、鉄道駅との連携を図りながら、土地のポテンシャルにあった合理的な土地利用と商業・業務機能の集積を図る。 恵庭駅周辺は、土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進により、市の中心となる玄関口にふさわしい快適で魅力ある地域商業業務地としての再構築を図る。 恵み野駅西口地区は、土地区画整理事業の推進により、商業・業務地を中心とする宅地の供給を行う。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による削除 ※区域マスの表現の統一による削除
4．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）基本方針 本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川及び漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。 また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあって、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、人口、産業規模ともに増加傾向を示していることからも、都市化の進展が予想され、ついては、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成等について積極的な取り組みが一層必要となっている。 このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かなまちづくりを進めていくために、	4．自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）基本方針 ① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性 本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川・漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。 また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあって、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、人口、産業規模ともに増加傾向を示していることからも、都市化の進展が予想され、ついては、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成などについて積極的な取り組みが一層必要となっている。 このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かな街づくりを進めていくために、	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正

・街区公園・近隣公園・地区公園の計画的な整備及び再整備 ・緑豊かな運動公園の設置 ・清流と河畔林を生かした緑の軸の育成強化 ・市街地及び周辺の樹林地の保全 等の施策が求められている。 これらの施策を進めるにあたって、緑地形態については、南北に千歳川、長都川及び漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。 この骨格的な緑地をはじめ郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全を図るとともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮されるように、緑地の保全及び緑化の推進に関する「緑の基本計画」に基づき、公園緑地等の整備、再整備又は保全を行い、適正配置を図る。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。	・住区基幹公園の優先的な整備 ・緑豊かな運動公園の設置 ・清流と河畔林を生かした緑の軸の育成強化 ・市街地縁辺の樹林地の保全 等の施策が求められている。 これらの施策を進めるにあたって、緑地形態については、南北に千歳川、長都川、漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。 この骨格的な緑地をはじめ自然環境に優れた美々公園や郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全を図るとともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」などの機能が総合的に発揮されるように、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地などを適正に配置し整備を図る。	※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※削除 ※区域マスの表現の精査による修正
	② 緑地の確保目標水準 緑地の確保目標量（平成32年）：将来市街地内 約522ha、都市計画区域内 約653ha 将来市街地に対する割合：約10 % 都市計画区域に対する割合：約 1 % ③ 住民1人あたりの公共空地の面積 年次：都市計画区域内人口一人当りの目標水準 平成17年（基準年）：33.4 ㎡/人 平成32年（目標年）：39.8 ㎡/人	※区域マスの表現の統一による削除
（2）緑地の配置の方針 ① 緑地系統ごとの配置方針 a 環境保全系統 都市の骨格となる緑地として、千歳川、ママチ川、長都川、ゴセン川及び漁川の河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園の樹林地を配置し、保全を図る。 自然環境保持のため泉沢地区の樹林地を配置し、保全を図る。 b レクリエーション系統 住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3～4住区に1箇所の地区公園を配置する。	（2）主要な緑地の配置の方針 ① 環境保全系統の配置方針 都市における緑地の骨格を形成する緑地として、千歳川及び漁川などの河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園等の樹林地の保全を図る。 自然環境保持のため泉沢地区、豊栄神社境内等の樹林地の保全を図る。 ② レクリエーション系統の配置方針 住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3～4住区に1箇所の地区公園を配置し、子供の遊び場や高齢者などの身近な運動、休養の場の整備を図る。	※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の精査による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査による修正

住民の休養、休息、運動、教養、自然及び文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、青葉公園、美々公園、恵庭公園、恵み野中央公園、青空公園を配置する。	住民の休養、休息、運動、教養、自然、文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、総合公園、運動公園の整備を図る。	※区域マスの表現の精査による修正
レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道を泉沢向陽台地区に配置する。	レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道の整備を図る。	※千歳市都市マスH24策定P82による文言修正 ※区域マスの表現の精査による修正
貴重な水辺空間である千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン川、漁川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川の河川敷を多目的なレクリエーションの場として配置し、利用を図る。	貴重な水辺空間である千歳川、漁川等の河川敷を多目的なレクリエーションの場として利用を図る。	
河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図り、観光レクリエーションの場として道の駅サーモンパーク千歳を配置する。	河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図る、開拓記念公園及び観光レクリエーションの場となるサーモンパークを配置する。	※開拓記念公園は「その他の系統」に移動
c 防災系統	③ 防災系統の配置方針	※区域マスの表現の統一による修正
地震及び火災等の災害時の避難地として、青葉公園等の公園緑地を配置し、千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン及び漁川を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として泉沢向陽台地区に配置する。	地震・火災などの災害時の避難地として、公園緑地の整備を図り、千歳川、漁川、その他河川緑地を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として配置する。	※千歳市都市マスH24策定P82による文言修正
美々地区、北信濃地区、上長都地区、泉沢向陽台地区、流通地区、柏台南地区及び戸磯地区の工業団地周辺並びに工業地と住宅地が隣接する地域については、緩衝緑地を配置する。	美々地区、戸磯地区などの工業団地周辺及び工業地と住宅地が隣接する地域については、緩衝緑地を配置し、整備を図る。	※区域マスの表現の精査による修正
空港周辺に防音等に資する緩衝樹林を配置する。	空港周辺に防音などに資する緩衝樹林を配置する。	
土砂流出及び崩壊等による災害を防止するため、桂木地区、大和地区及び柏木地区等の急傾斜地の斜面緑地の保全や整備を図る。	土砂流出、崩壊等による災害を防止するため、桂木地区、大和地区及び柏木地区などの急傾斜地の斜面緑地の保全や整備を図る。	
d 景観構成系統	④ 景観構成系統の配置方針	※区域マスの表現の統一による修正
街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林等の保全を図る。	街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林などの保全を図る。	
都市景観として、道の駅サーモンパーク千歳、グリーンベルトの活用と漁川河川緑地の整備を図る。	都市景観として、サーモンパーク、グリーンベルトの保全・活用と漁川河川緑地の整備を図る。	※名称修正
郷土景観として意識の高い、ウサクマイ遺跡群、キウス周堤墓群周辺、長都神社及び千歳神社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。	郷土景観として意識の高い、遺跡や寺社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。	
地域特有の歴史を有する景観としてウサクマイ遺跡群及びキウス周堤墓群周辺の保全・活用を図る。		※千歳市アイヌ施策推進地域計画及び世界遺産登録推薦より追記
市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置する等、都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。	市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置するなど、都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。	
e その他の系統		※移動
・開拓の歴史をしのぶ開拓記念公園を配置する。		
・千歳墓園を配置し、周辺農業地域等の環境と一体的に、静寂な土地を保全する。		※区域マスの表現の統一による追記

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

将来の人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、千歳市は長期未着手である総合・運動公園等の一部見直しを含めて、区域内の公園緑地が都市の利便性上を図る上で、より有効となるよう検討する。

（3）実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑の基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設として定める。

※区域マスの表現の統一による追記

（3）実現のための具体の都市計画制度の方針

※区域マスの表現の統一による追記

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

※区域マスの表現の統一による削除

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標（㎡/人）	
		平成17年	平成32年
街区公園	誘致距離の標準を250mとして配置する。	3.2	3.5
近隣公園	1住区1箇所を標準として配置する。	2.6	3.3
地区公園	3～4住区に1箇所を標準として配置する。	2.2	2.2
総合公園	千歳市に青葉公園、美々公園、恵庭市に恵庭公園、恵み野中央公園を配置する。	9.7	9.4
運動公園	千歳市に青空公園を配置する。	0.4	0.8
特殊公園	千歳市に開拓記念公園、恵庭市に柏木レクリエーション施設、中恵庭公園、松鶴公園、盤尻公園を配置する。	0.3	0.8
その他の公園緑地等	緑地としてゴセン川緑地、漁川河川緑地、柏木川河川緑地や緑道などを配置。恵庭市の西島松地区に多目的緑地を配置し整備を図る。千歳市に墓園を配置する。	14.8	20.0

（4） 主要な緑地の確保目標

※区域マスの表現の統一による削除

① おおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等

本区域のおおむね10年以内に整備すべき主要な公園緑地等については、各市において定める「緑の基本計画」による配置計画に基づき、公園緑地等の整備を予定する。

諮問事項

（２）千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更
（北海道決定）

総括表

千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更

千歳恵庭圏の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する都市計画は、昭和４６年５月１５日に当初決定し、その後、昭和５３年６月３０日の第１回見直し、昭和５９年８月１６日の第２回見直し、平成３年９月２７日の第３回見直し、平成１０年５月６日の第４回見直し、平成１６年２月６日に第５回見直しを経て、平成２３年３月２９日に第６回見直しの決定をしたところである。

今回の変更は、平成３０年に都市計画法第６条の規定により実施した都市計画基礎調査による都市の現況、市街化の動向及び人口や産業の発展動向などを勘案し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する都市計画の見直しを行う。

1　本都市計画区域に区域区分を定める。

本区域は、道央圏の中核的都市圏として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまでも空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にある。一方、市街地周辺部には優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があることから、今後も農林漁業との調和を図りながら、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地整備を図っていくため、本区域に引き続き区域区分を定める。

2　都市計画区域区分を次のとおり変更する。

（１）　市街化区域に編入する土地の区域
　　恵庭市柏陽町３丁目の一部
（２）　市街化調整区域に編入する土地の区域
　　千歳市上長都の一部
　　千歳市桜木４丁目の一部
　　千歳市自由ヶ丘２丁目、自由ヶ丘３丁目、自由ヶ丘６丁目の各一部
　　千歳市北斗２丁目から北斗５丁目の各一部
（３）　市街化区域への編入を保留する土地の区域
　　なし

3　今回見直しまでの時間的経緯

当初決定	昭和４６年	５月
第１回見直し	昭和５３年	６月
第２回見直し	昭和５９年	８月
第３回見直し	平成　３年	９月
第４回見直し	平成１０年	５月
第５回見直し	平成１６年	２月
第６回見直し	平成２３年	３月

4　変更の内容

（1）人口

（千人）

	前回計画			今回計画		
	都市計画区域	市街化区域	保留人口	都市計画区域	市街化区域	保留人口
平成１７年	158.8	144.9	—	—	—	—
平成２７年	—	—	—	165.2	153.9	—
令和　２年	164.0	153.5	(　0) 0.2	— ,	—	—
令和　７年	—	—	—	165.9	155.9	(　0) 1.4
令和１２年	—	—	—	162.9	154.9	(　0) 0.0

（注）（　）内は特定保留に配分を計画する人口であり、保留人口の内数。
小数第１位表示。

（2）面積及び人口密度

（ha、人／ha）

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回追加面積	今回除外面積	差し引き増減
88,915	42,348	5,093	5.7	18.9	−13.2

変更後市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
5,079	—	94.3

（注）可住地人口密度は保留解除予定区域を含んだ可住地人口密度を記入する。

5　箇所別調書

（1）総括表

区分		市街化区域編入予定地区			特定保留地区			合計			備考
		地区数	面積	人口	地区数	面積	人口	地区数	面積	人口	
住居系		地区	ha	人	地区	ha	人	地区	ha	人	
	千歳恵庭圏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	千歳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	恵庭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
業務系		地区	ha	人	地区	ha	人	地区	ha	人	
	千歳恵庭圏	1	5.7	0	0	0	0	1	5.7	0	
	千歳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	恵庭市	1	5.7	0	0	0	0	1	5.7	0	
合計		地区	ha	人	地区	ha	人	地区	ha	人	
	千歳恵庭圏	1	5.7	0	0	0	0	1	5.7	0	
	千歳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	恵庭市	1	5.7	0	0	0	0	1	5.7	0	

区分	市街化調整区域編入予定地区						備考
	住居系		業務系		計		
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	
千歳恵庭圏	地区	ha	地区	ha	地区	ha	
千歳市	0	0	5	18.9	5	18.9	
恵庭市	0	0	0	0	0	0	

（2）市街化区域編入予定箇所

市町名	地区番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
恵庭市	即－1	柏陽北	5.7	商業系	民間開発のため

注１：編入理由は、土地区画整理事業、民間開発、公有水面埋立て、既成市街地、地形地物などを記入する。
注２：土地利用は、住居系、商業系、工業系、住工混在系、住商混在系のいずれかを記入すること。

（3）市街化調整区域編入予定箇所

市町名	地区番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
千歳市	逆－1	上長都	0.2	—	地形地物
	逆－2	上長都	5.4	—	長期的未利用地における土地利用構想の見直し
	逆－3	上長都	9.1	—	長期的未利用地における土地利用構想の見直し
	逆－4	上長都 桜木	2.9	—	地形地物
	逆－5	自由ヶ丘 北斗	1.3	—	地形地物

（4）市街化区域編入が保留される箇所

市町名	地区番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
		該当なし			

注：このページ は、原案（資料11）及び審議会資料（資料14、15、19）にのみ添付。

6　面積関係新旧対照表

区域	市町名	区　分	変更前(ha)	変更後(ha)	備考
市街化区域	千歳市	可住地	936	936	
		非可住地	2,290	2,271	
		計	3,226	3,207	減　19ｈａ
	恵庭市	可住地	730	707	
		非可住地	1,137	1,165	
		計	1,867	1,872	増　5ｈａ
		可住地			
		非可住地			
		計			
		可住地			
		非可住地			
		計			
		可住地			
		非可住地			
		計			
	計	可住地	1,666	1,643	
		非可住地	3,427	3,436	
		計	5,093	5,079	減　14ｈａ
市街化調整区域	千歳市		24,344	22,683	増　19ｈａ
	恵庭市		14,553	14,586	減　5ｈａ
	計		38,897	37,269	増　14ｈａ
都市計画区域			43,990	42,348	測量精度の向上による修正含む

計画書

千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更（北海道決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区分　　年次	平成２７年	令和　７年	令和１２年
都市計画区域内人口	１６５．２　千人	１６５．９　千人	１６２．９　千人
市街化区域内人口	１５３．９　千人	１５５．９　千人	１５４．９　千人
配分する人口	－	１５４．５　千人	１５４．９　千人
保留する人口	－	１．４　千人	－
（特定保留）	－	－	－
（一般保留）	－	１．４　千人	－

（注１）　小数第１位表示。
（注２）　保留する人口１．４千人の解除については、令和７年度までとする。

理由
都市計画法第６条の規定に基づく都市計画基礎調査により、都市の現況や動向、人口及び産業の見通し及び都市施設の整備の見通しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する都市計画の見直しを行うものである。

計画書新旧対照表

千歳恵庭圏都市計画区域区分新旧対照表

都市計画区域区分
新

２．人口フレーム

区分＼年次	平成２７年	令和　７年	令和１２年
都市計画区域内人口	１６５．２　千人	１６５．９　千人	１６２．９　千人
市街化区域内人口	１５３．９　千人	１５５．９　千人	１５４．９　千人
配分する人口	—	１５４．５　千人	１５４．９　千人
保留する人口	—	１．４　千人	—
（特定保留）	—	—	—
（一般保留）	—	１．４　千人	—

都市計画区域区分
旧

２．人口フレーム

区分＼年次	平成１７年	令和　２年
都市計画区域内人口	１５８．８　千人	１６４．０　千人
市街化区域内人口	１４４．９　千人	１５３．５　千人
配分する人口	—	１５３．３　千人
保留する人口	—	０．２　千人
（特定保留）	—	０．０　千人
（一般保留）	—	０．２　千人

注１）変更する人口にアンダーラインを入れること
注２）旧都市計画区域区分の人口フレームは、前回の保留解除時点を記載すること

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市・恵庭市）

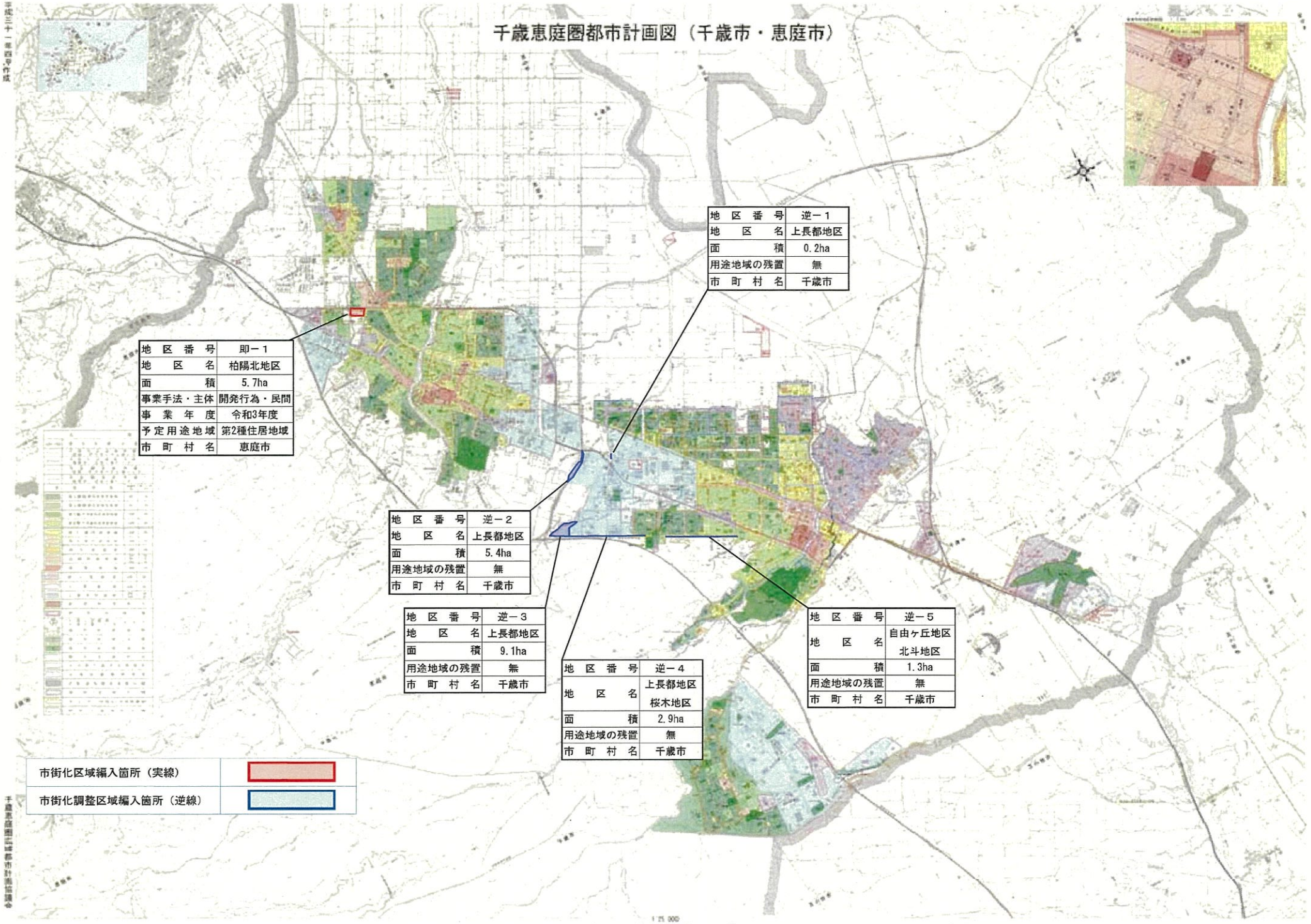

地区番号	即－１
地区名	柏陽北地区
面積	5.7ha
事業手法・主体	開発行為・民間
事業年度	令和3年度
予定用途地域	第2種住居地域
市町村名	恵庭市

地区番号	逆－１
地区名	上長都地区
面積	0.2ha
用途地域の残置	無
市町村名	千歳市

地区番号	逆－２
地区名	上長都地区
面積	5.4ha
用途地域の残置	無
市町村名	千歳市

地区番号	逆－３
地区名	上長都地区
面積	9.1ha
用途地域の残置	無
市町村名	千歳市

地区番号	逆－４
地区名	上長都地区 桜木地区
面積	2.9ha
用途地域の残置	無
市町村名	千歳市

地区番号	逆－５
地区名	自由ヶ丘地区 北斗地区
面積	1.3ha
用途地域の残置	無
市町村名	千歳市

市街化区域編入箇所（実線）	
市街化調整区域編入箇所（逆線）	

千歳恵庭圏都市計画　計画図（現況図）

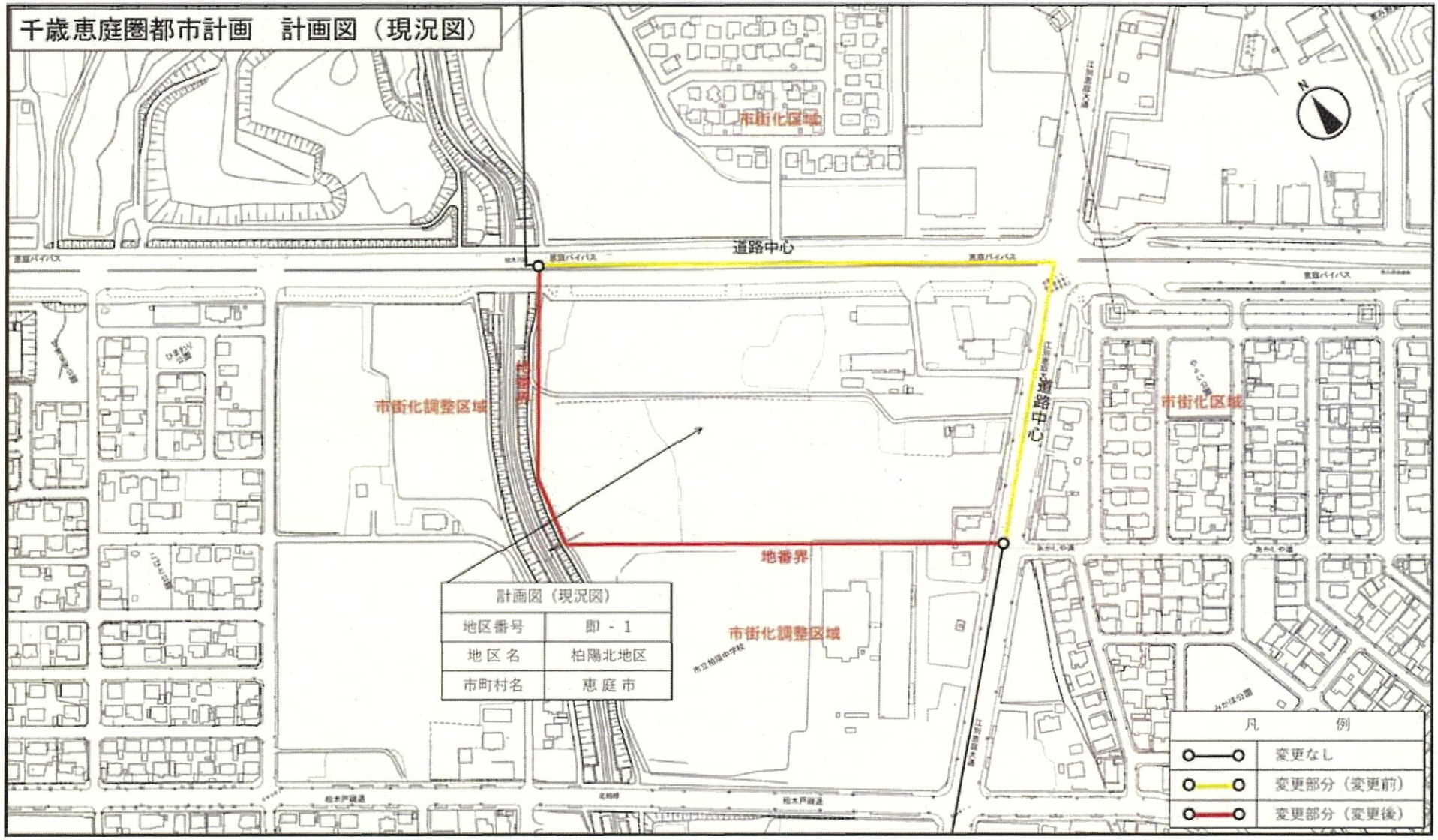

計画図（現況図）	
地区番号	即 - 1
地 区 名	柏陽北地区
市町村名	恵 庭 市

縮尺　1：2500

20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80

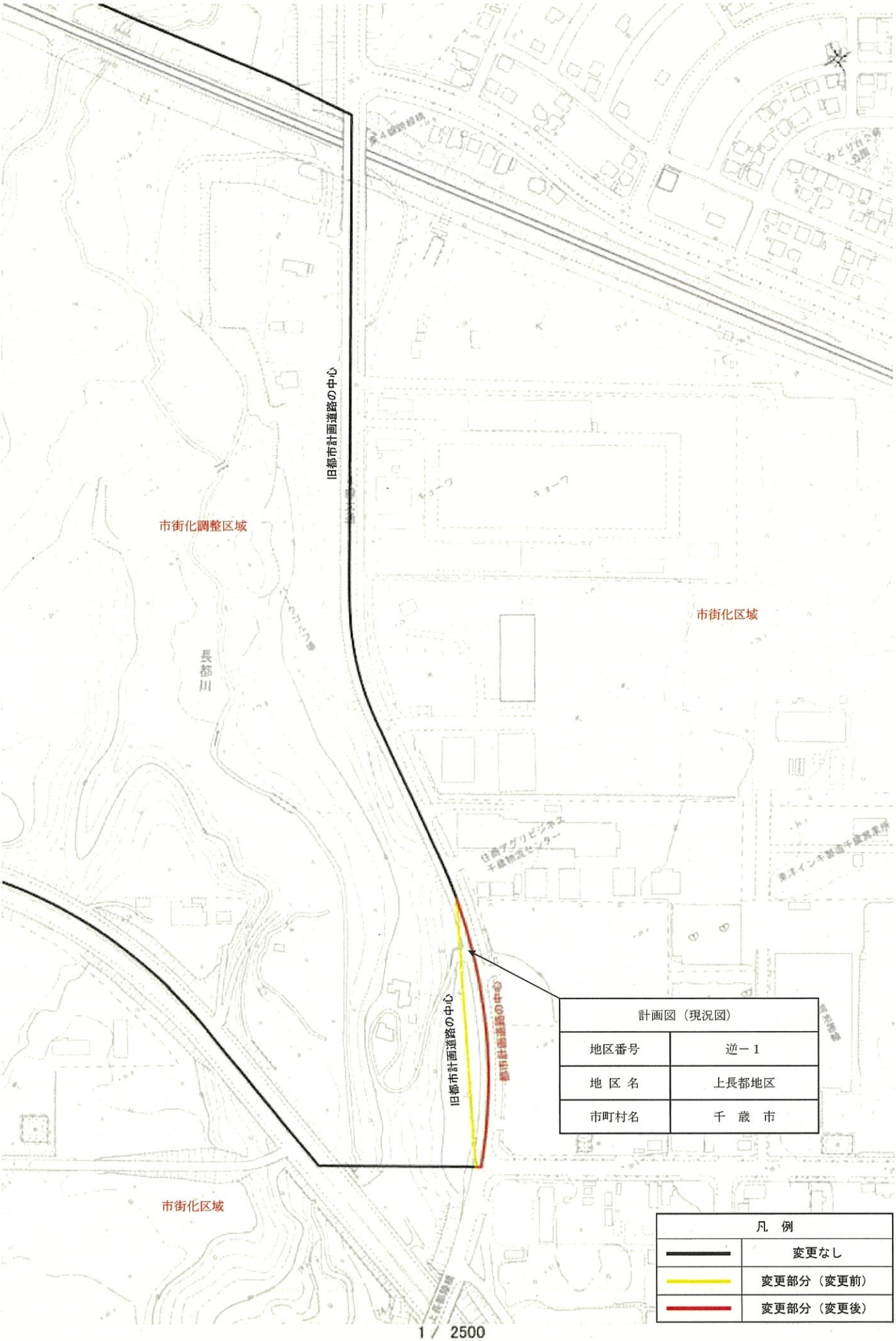
旧都市計画道路の中心
市街化調整区域
長都川
市街化区域
旧都市計画道路の中心
都市計画道路の中心
市街化区域
計画図（現況図）
地区番号 逆－1
地 区 名 上長都地区
市町村名 千 歳 市
凡 例
変更なし
変更部分（変更前）
変更部分（変更後）

1 / 2500

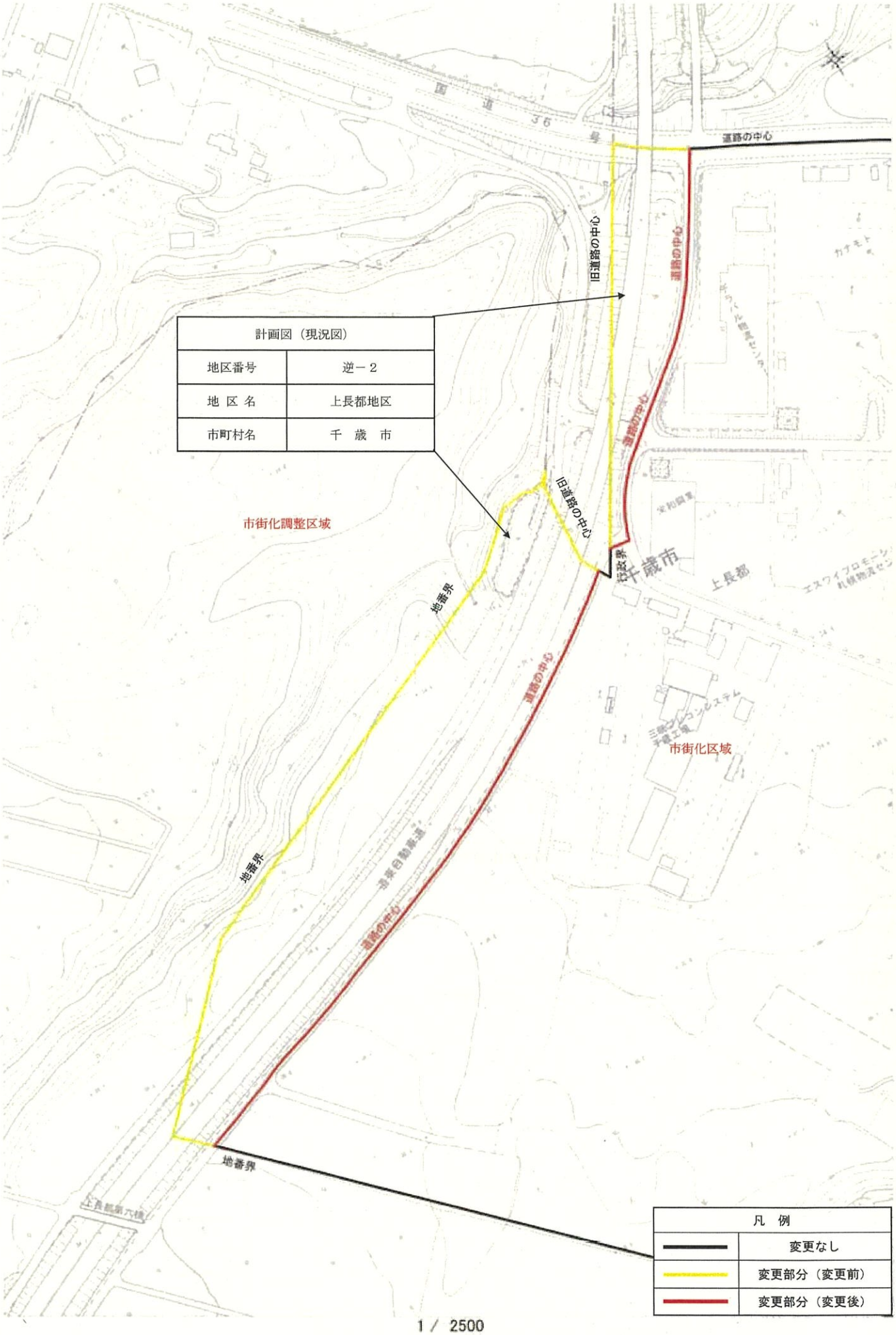

計画図（現況図）	
地区番号	逆－２
地 区 名	上長都地区
市町村名	千　歳　市

1 / 2500

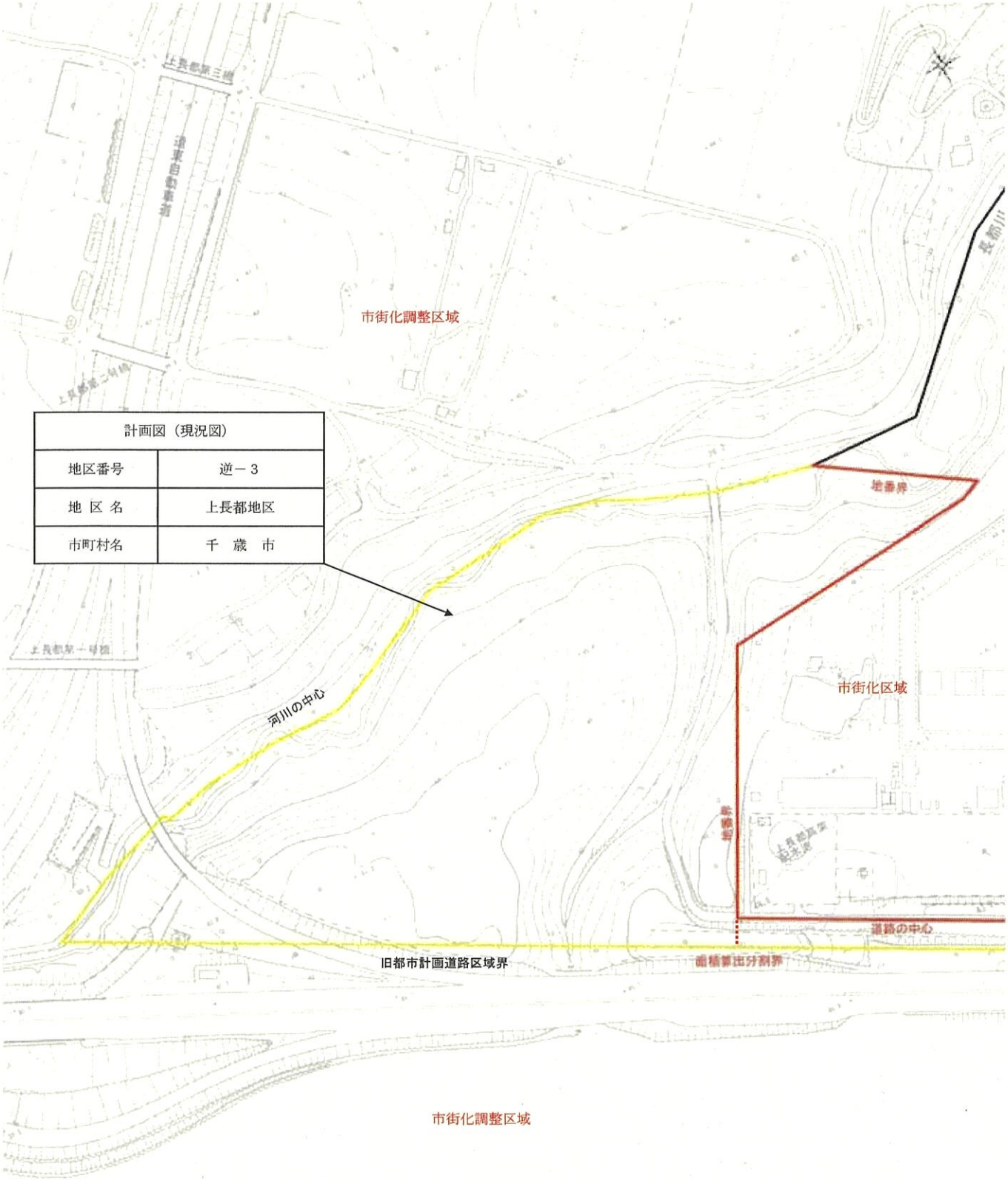

計画図（現況図）	
地区番号	逆－３
地 区 名	上長都地区
市町村名	千　歳　市

凡　例	
━━━	変更なし
━━━	変更部分（変更前）
━━━	変更部分（変更後）
┅┅┅	面積産出分割界

1 / 2500

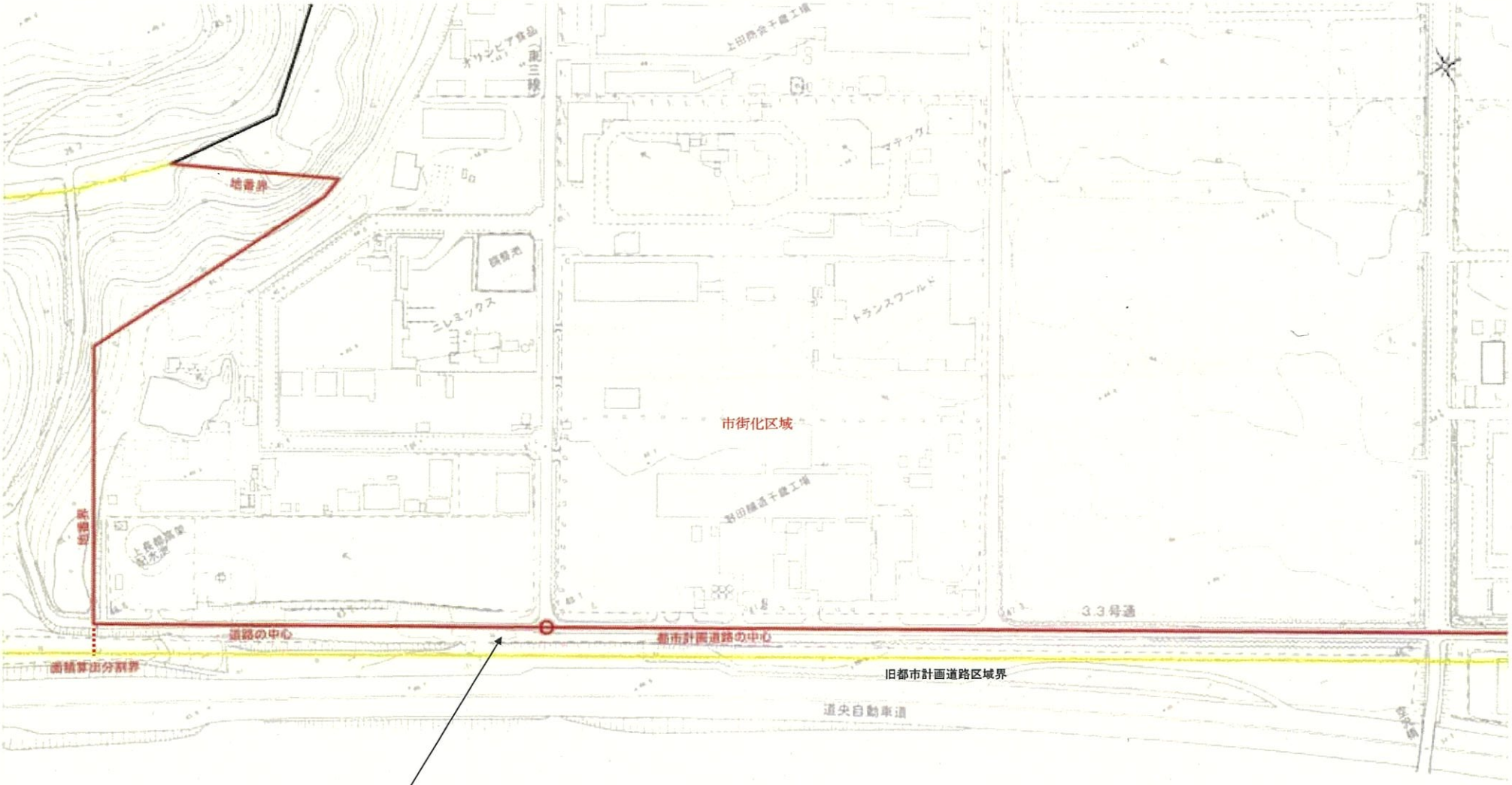

計画図（現況図）	
地区番号	逆－４①
地 区 名	上長都・桜木地区
市町村名	千　歳　市

凡　例	
━━	変更なし
━━	変更部分（変更前）
━━	変更部分（変更後）
┅┅	面積産出分割界

1 / 2500

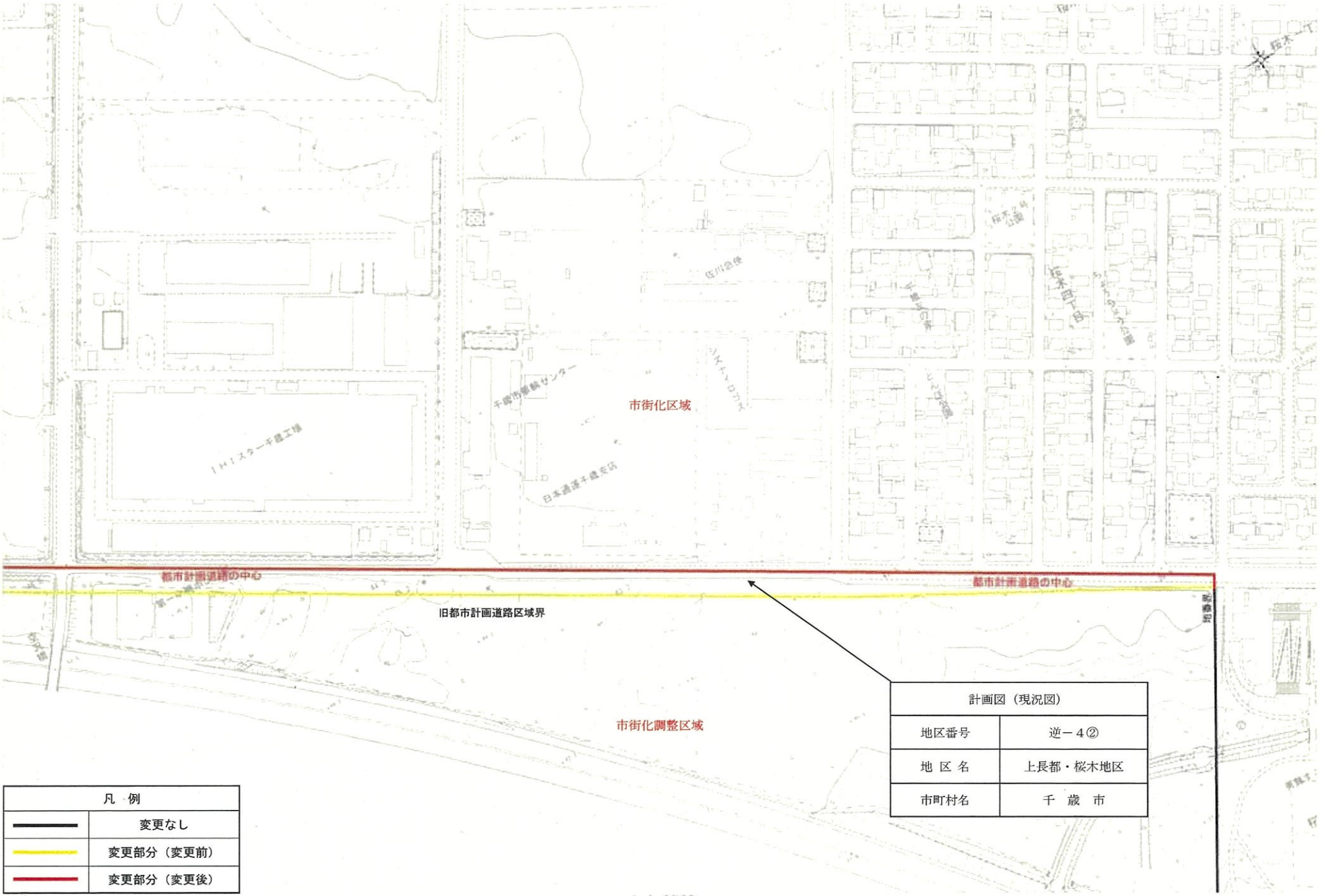

計画図（現況図）	
地区番号	逆－４②
地 区 名	上長都・桜木地区
市町村名	千　歳　市

凡　例	
━━	変更なし
━━	変更部分（変更前）
━━	変更部分（変更後）

1 / 2500

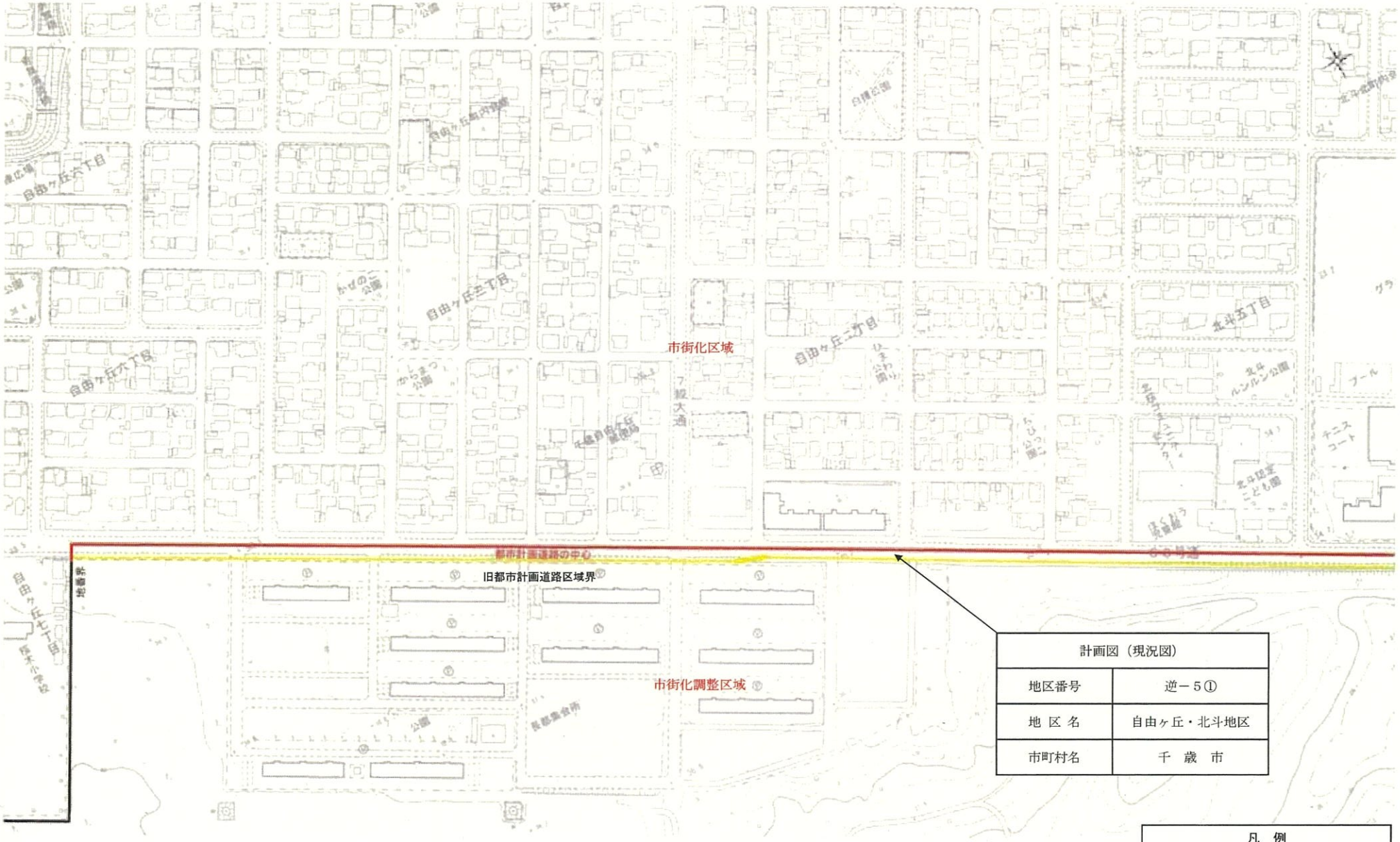

計画図（現況図）	
地区番号	逆－５①
地 区 名	自由ヶ丘・北斗地区
市町村名	千　歳　市

凡　例	
━━	変更なし
━━	変更部分（変更前）
━━	変更部分（変更後）

1 / 2500

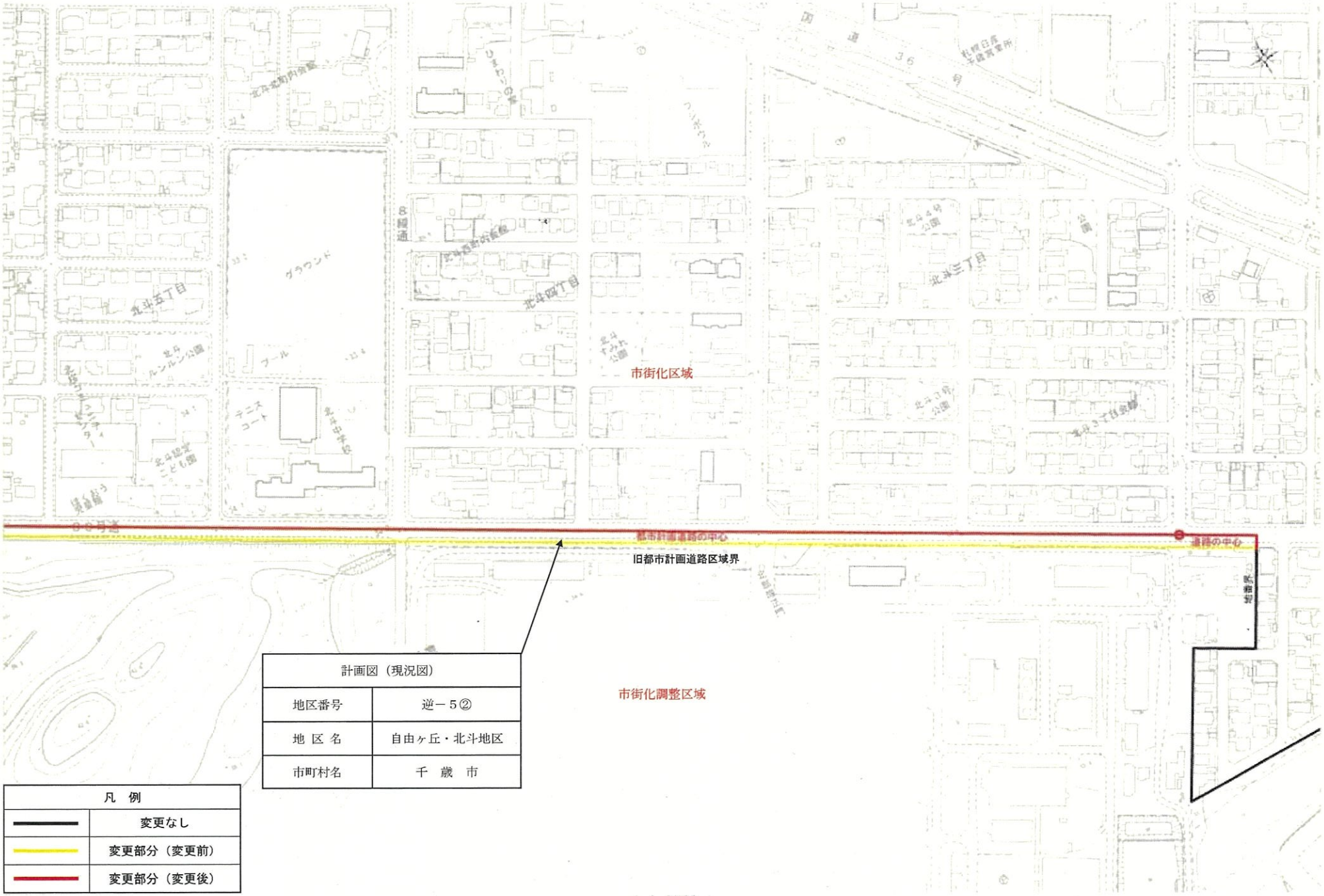

計画図（現況図）	
地区番号	逆－５②
地 区 名	自由ヶ丘・北斗地区
市町村名	千　歳　市

凡　例	
━━	変更なし
━━	変更部分（変更前）
━━	変更部分（変更後）

1 / 2500

諮問事項

（３）千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更

都市計画変更の理由書

1．案件名

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更

2．都市計画決定経過

千歳恵庭圏都市計画用途地域については、昭和42年に当初決定された後、現行の都市計画法に基づき、昭和46年8月に新用途地域制度の導入を図り、都市的土地利用の実現を推進してきたところである。

その後、昭和53年、59年、平成3年、10年、14年、20年、25年などの区域区分の見直しによる変更、地区整備事業の具体化等による部分的変更及び平成8年の新用途地域への全面変更を行い現在に至っている。

3．都市計画変更の目的

区域区分の見直しによる都市計画市街化区域の変更に伴い用途地域を変更する。

4．都市計画変更の内容

区域区分の見直しによる都市計画市街化区域の変更に伴い第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び工業専用地域の面積を縮小変更する。

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更　　（千歳市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　類	面　積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 772ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	―	10m	24.1%
（小　計）	約 772ha						24.1%
第二種低層住居専用地域	約 26ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	―	10m	0.8%
（小　計）	約 26ha						0.8%
第一種中高層住居専用地域	約 152ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	4.7%
（小　計）	約 152ha						4.7%
第二種中高層住居専用地域	約 222ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	6.9%
（小　計）	約 222a						6.9%
第一種住居地域	約 267ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	8.3%
（小　計）	約 267ha						8.3%
第二種住居地域	約 30ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	0.9%
（小　計）	約 30ha						0.9%
準住居地域	約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	1.2%
（小　計）	約 37ha						1.2%
田園住居地域	約 0 ha	―	―	―	―	―	0 %
（小　計）	約 0 ha						0 %
近隣商業地域	約 16ha	20/10 以下	8/10 以下	―	―	―	0.5%
	約 56ha	30/10 以下	8/10 以下	―	―	―	1.7%
	約 0.6ha	40/10 以下	8/10 以下	―	―	―	0.1%
（小　計）	約 72.6ha						2.3%
商業地域	約 26ha	40/10 以下	―	―	―	―	0.8%
（小　計）	約 26ha						0.8%
準工業地域	約 602ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	18.8%
（小　計）	約 602ha						18.8%
工業地域	約 216ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	6.7%
（小　計）	約 216ha						6.7%
工業専用地域	約 388ha	20/10 以下	4/10 以下	―	―	―	12.1%
	約 396ha	20/10 以下	6/10 以下	―	―	―	12.3%
（小　計）	約 784ha						24.4%
合　計	約 3,206.6ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由　区域区分の見直しによる都市計画市街化区域の変更に伴い用途地域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画用途地域　新旧対照表

種　類	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	面積				
						新 (ha)	比率 (%)	旧 (ha)	比率 (%)	増減 (ha)
第一種低層住居専用地域	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	約 772	24.1	約 772	23.9	
(小　計)						約 772	24.1	約 772	23.9	
第二種低層住居専用地域	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	約 26	0.8	約 26	0.8	
(小　計)						約 26	0.8	約 26	0.8	
第一種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 152	4.7	約 152	4.7	
(小　計)						約 152	4.7	約 152	4.7	
第二種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 222	6.9	約 224	6.9	−2
(小　計)						約 222	6.9	約 224	6.9	−2
第一種住居地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 267	8.3	約 267	8.3	−0
(小　計)						約 267	8.3	約 267	8.3	−0
第二種住居地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 30	0.9	約 30	0.9	
(小　計)						約 30	0.9	約 30	0.9	
準住居地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 37	1.2	約 37	1.2	
(小　計)						約 37	1.2	約 37	1.2	
田園住居地域	—	—	—	—	—	約 0	0	約 0	0	
(小　計)						約 0	0	約 0	0	
近隣商業地域	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 16	0.5	約 16	0.5	
	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 56	1.7	約 56	1.7	
	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.6	0.1	約 0.6	0.1	
(小　計)						約 72.6	2.3	約 72.6	2.3	
商業地域	40/10 以下	—	—	—	—	約 26	0.8	約 26	0.8	
(小　計)						約 26	0.8	約 26	0.8	
準工業地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 602	18.8	約 602	18.7	
(小　計)						約 602	18.8	約 602	18.7	
工業地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 216	6.7	約 216	6.7	
(小　計)						約 216	6.7	約 216	6.7	
工業専用地域	20/10 以下	4/10 以下	—	—	—	約 388	12.1	約 388	12.0	
	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 396	12.3	約 413	12.8	−17
(小　計)						約 784	24.4	約 801	24.8	−17
合　計						約 3,206.6	100.0	約 3,225.6	100.0	−19

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

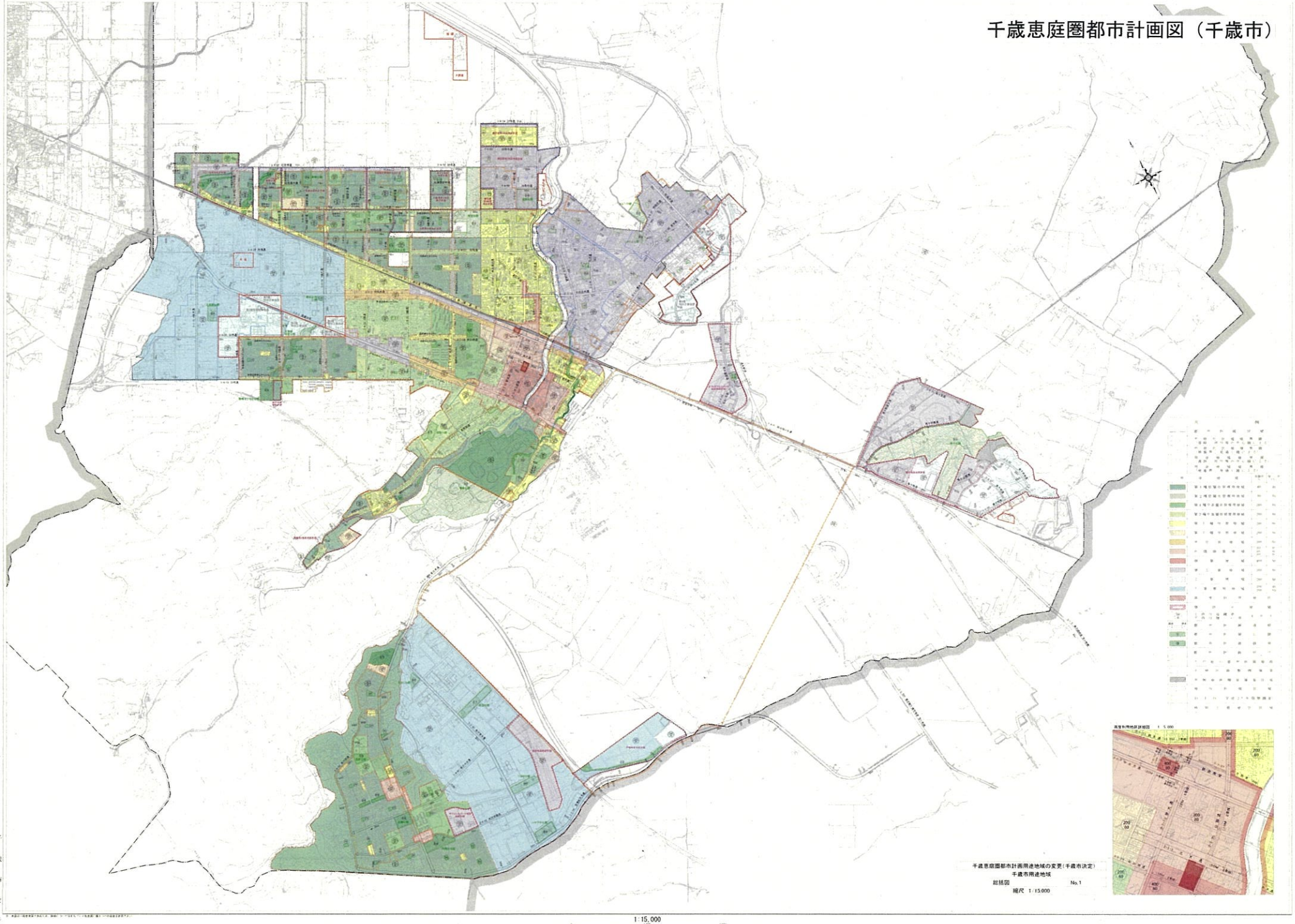

千歳市役所

1：2,500
千歳市

図面番号

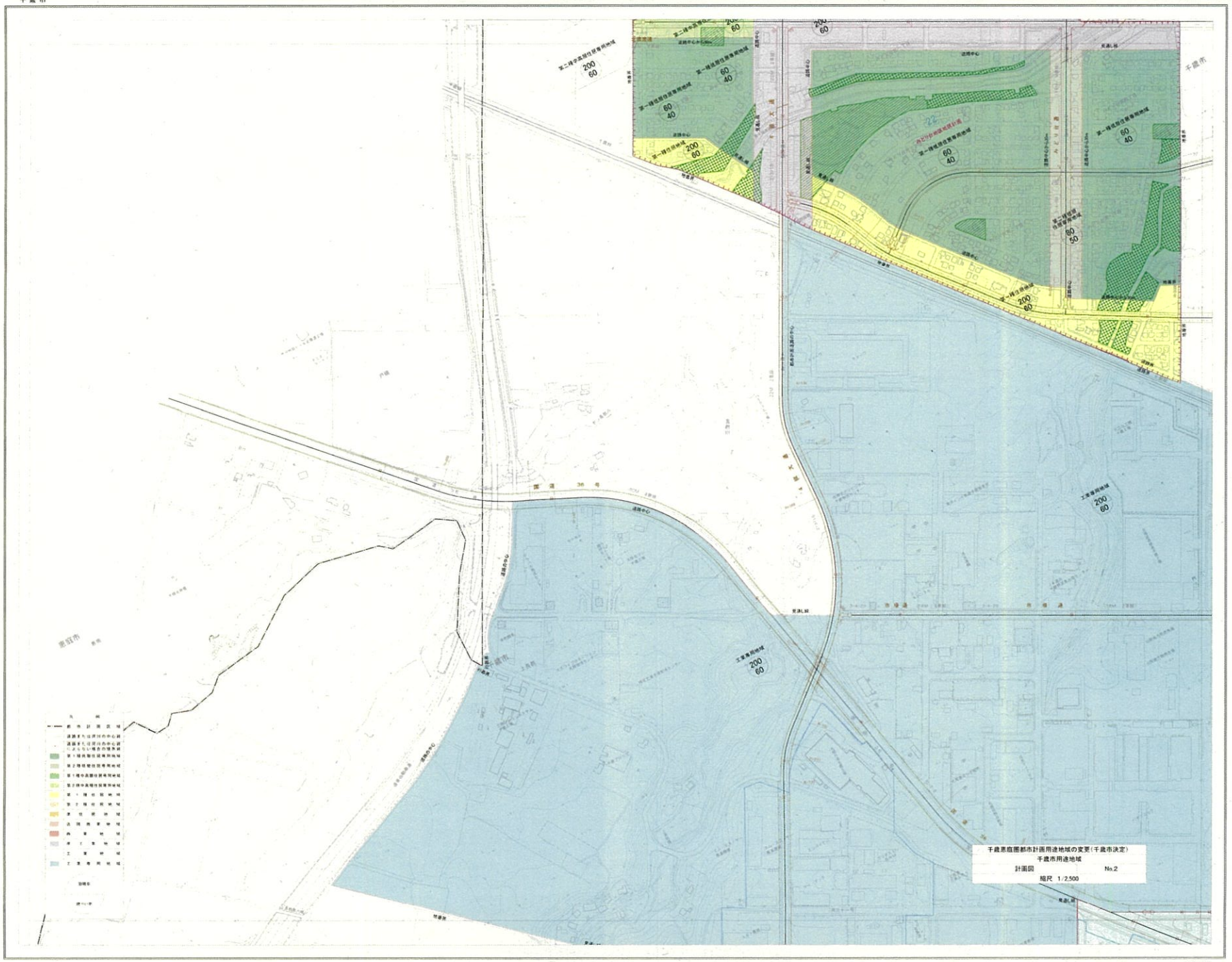

1：2,500
千歳市

行政区域
北海道
千歳市

記号

1：2,500
千歳市

図面番号

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更（千歳市決定）
千歳市用途地域
計画図　No.3
縮尺　1/2,500

1：2,500
千歳市

1：2,500
千歳市

図面番号

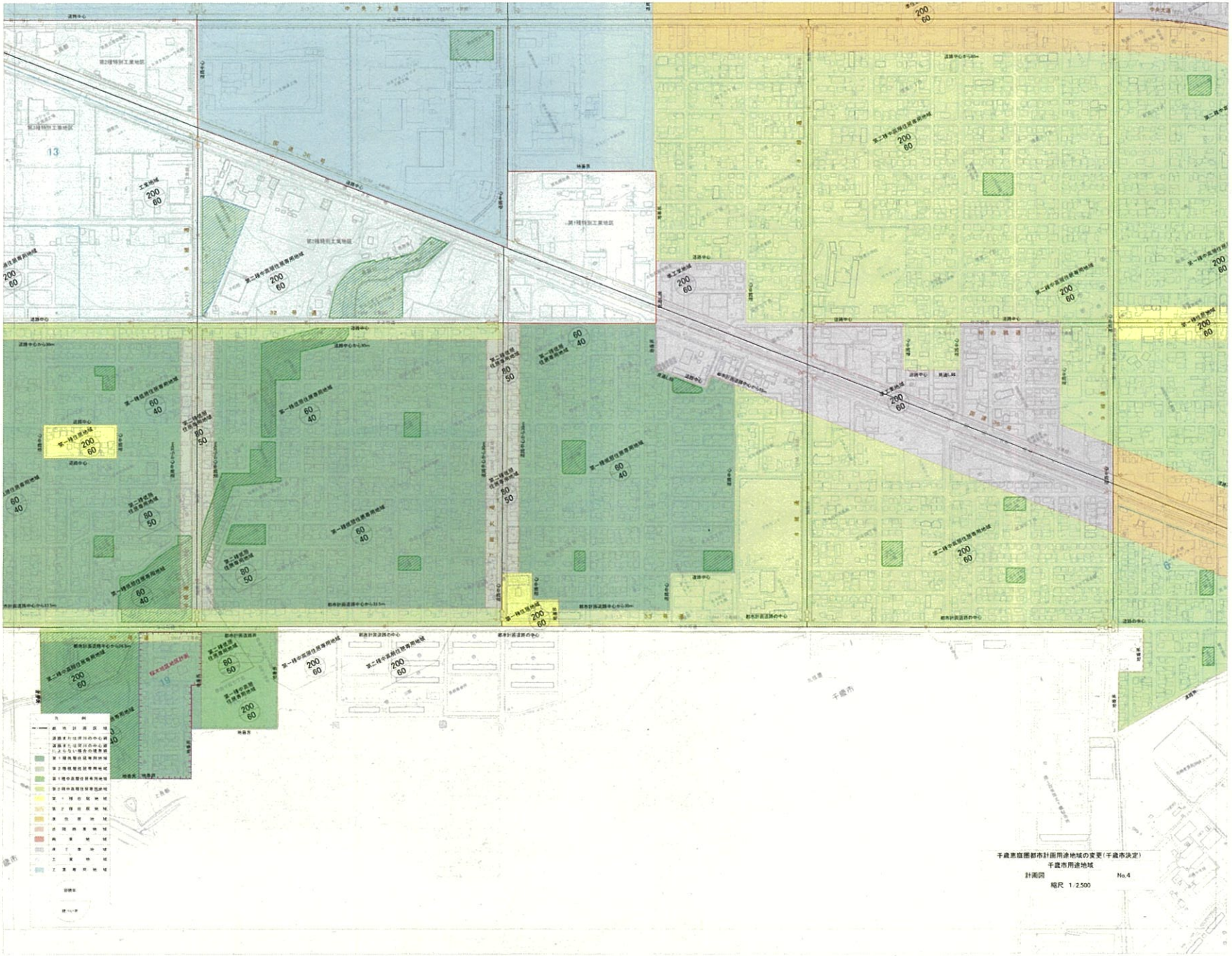

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更（千歳市決定）
千歳市用途地域
計画図　　No.4
縮尺 1：2,500

1：2,500
千歳市

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

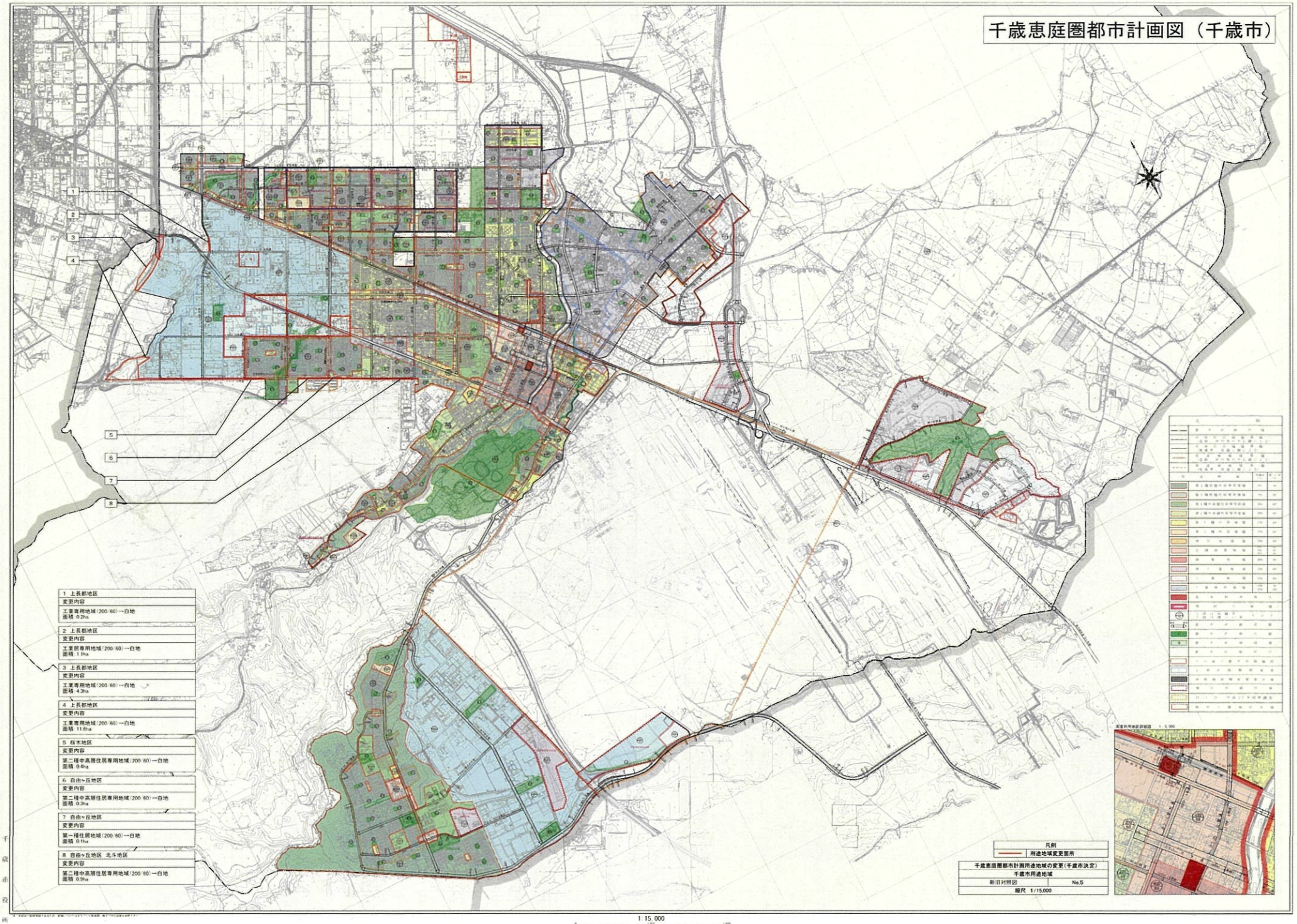

1 上長都地区
変更内容
工業専用地域（200/60）→白地 面積 0.2ha

2 上長都地区
変更内容
工業専用地域（200/60）→白地 面積 1.1ha

3 上長都地区
変更内容
工業専用地域（200/60）→白地 面積 4.3ha

4 上長都地区
変更内容
工業専用地域（200/60）→白地 面積 11.8ha

5 桜木地区
変更内容
第二種中高層住居専用地域（200/60）→白地 面積 0.4ha

6 自由ヶ丘地区
変更内容
第二種中高層住居専用地域（200/60）→白地 面積 0.3ha

7 自由ヶ丘地区
変更内容
第一種住居地域（200/60）→白地 面積 0.1ha

8 自由ヶ丘地区 北斗地区
変更内容
第二種中高層住居専用地域（200/60）→白地 面積 0.9ha

千歳市役所

諮問事項

（４）千歳恵庭圏都市計画下水道の変更

都市計画変更に係る理由書

1　案件名

千歳恵庭圏都市計画　千歳公共下水道の変更

2　都市計画変更内容

区域区分の見直しによる都市計画市街化区域の変更に伴い、下記位置の一部について排水区域を変更する。

（縮小）上長都地区の一部（0.2ha）
上長都地区の一部（1.1ha）
上長都地区の一部（4.3ha）
上長都地区、桜木地区の一部（12.0ha）
自由ケ丘地区、北斗地区の一部（1.3ha）

3　都市計画変更理由

区域区分の第７回定時見直しにおいて、都市計画市街化区域の変更に伴い排水区域を変更する。

千歳恵庭圏都市計画下水道の変更（千歳市決定）

千歳恵庭圏都市計画　千歳公共下水道「２.排水区域」を次のように変更する。

２.排水区域

「排水区域は計画図表示のとおり」

（備考）面積　約 3,231ha　（うち処理区域　約 3,231ha）

理　由

区域区分の見直しによる都市計画市街化区域の変更に伴い排水区域を本案のとおり変更する。

変 更 説 明 書

1　下水道の名称　千歳公共下水道

2　変更概要

1）区域区分の見直しによる都市計画市街化区域の変更に伴い排水区域を縮小変更する。

3　新旧対照表

2.排水区域　　「上段」；変更前、「下段」；変更後

本　文	備　考	変更の内容
「排水区域は計画図表示のとおり」	面積　約3,250ha （うち処理区域　約3,250ha）	市街化区域の変更に伴い排水区域を変更する。面積は約19ha縮小。
「　　〃　　」	面積　約3,231ha （うち処理区域　約3,231ha）	

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

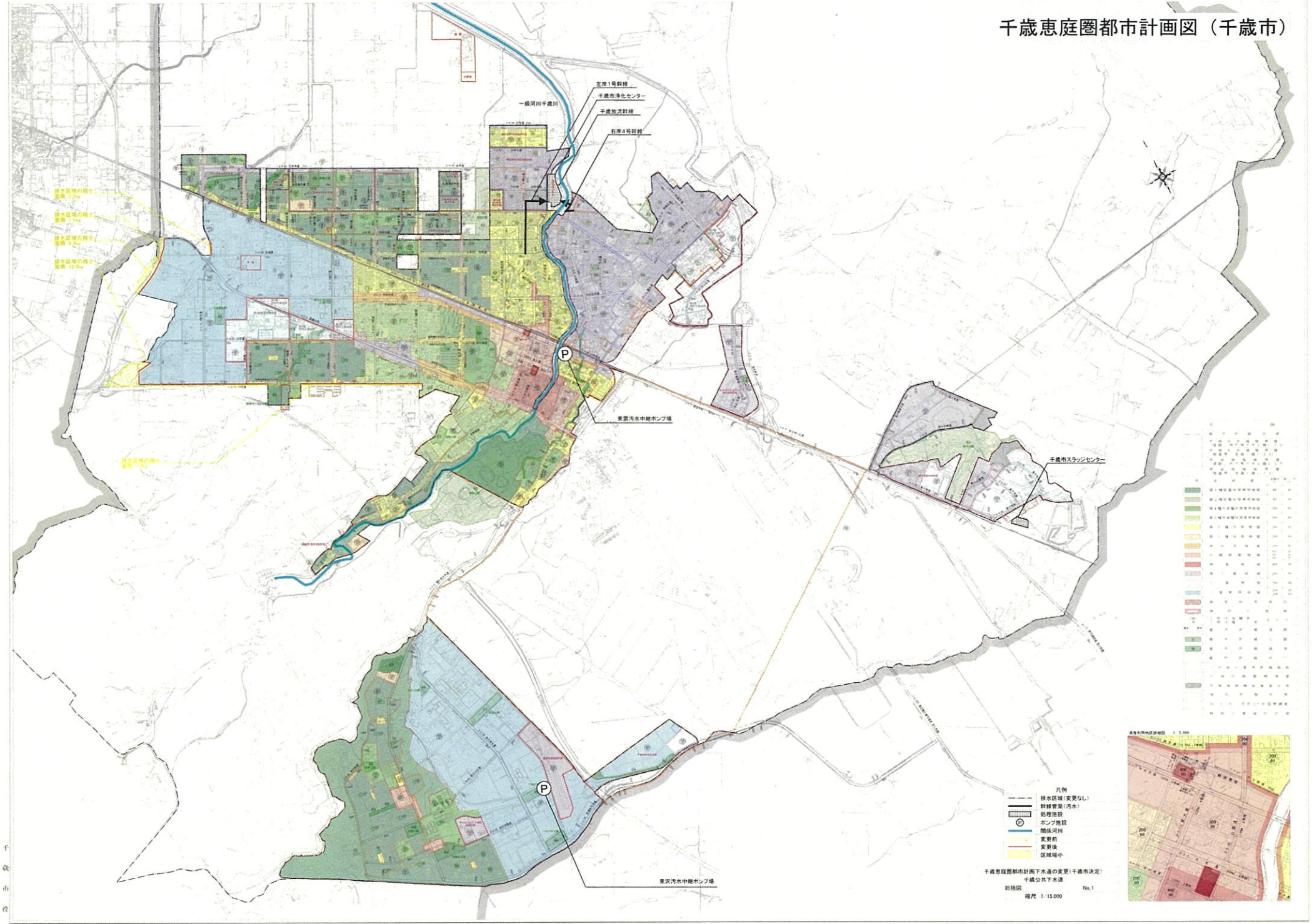

1：2,500
千歳市

図面番号

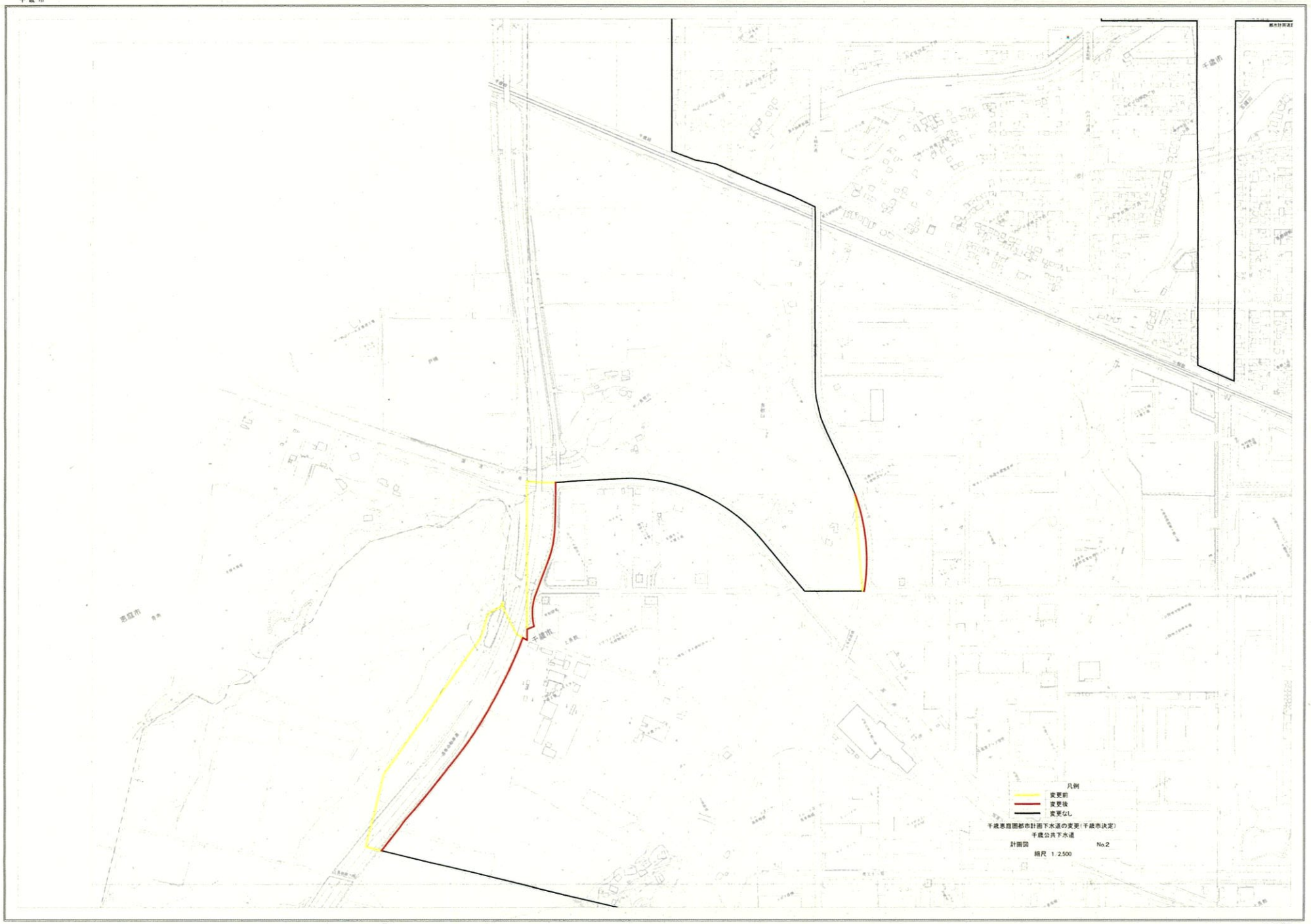

1：2,500
千歳市

1 2,500
千 歳 市

図面番号

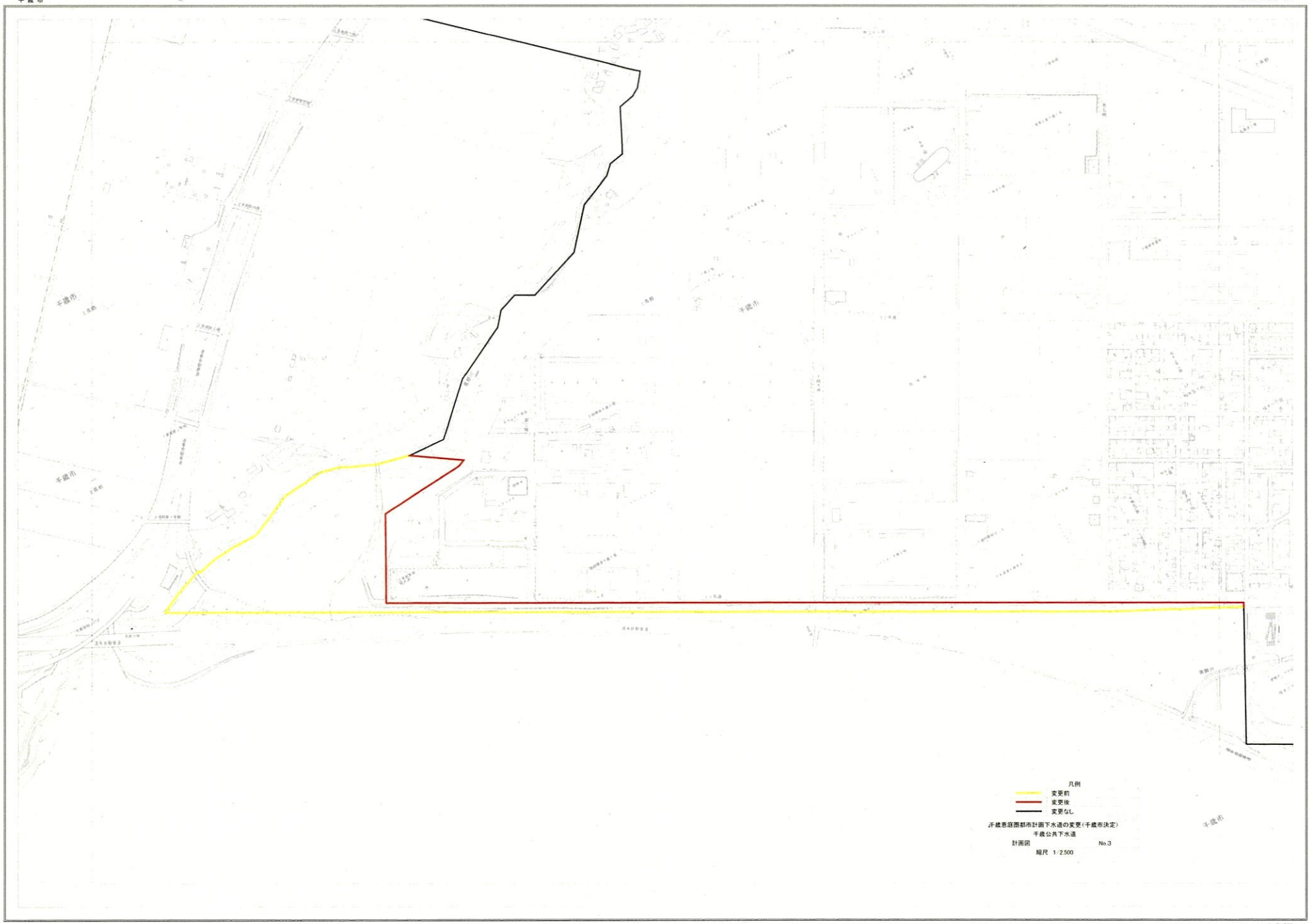

1 2,500
千 歳 市

12,500

1：2,500
千歳市

図面番号

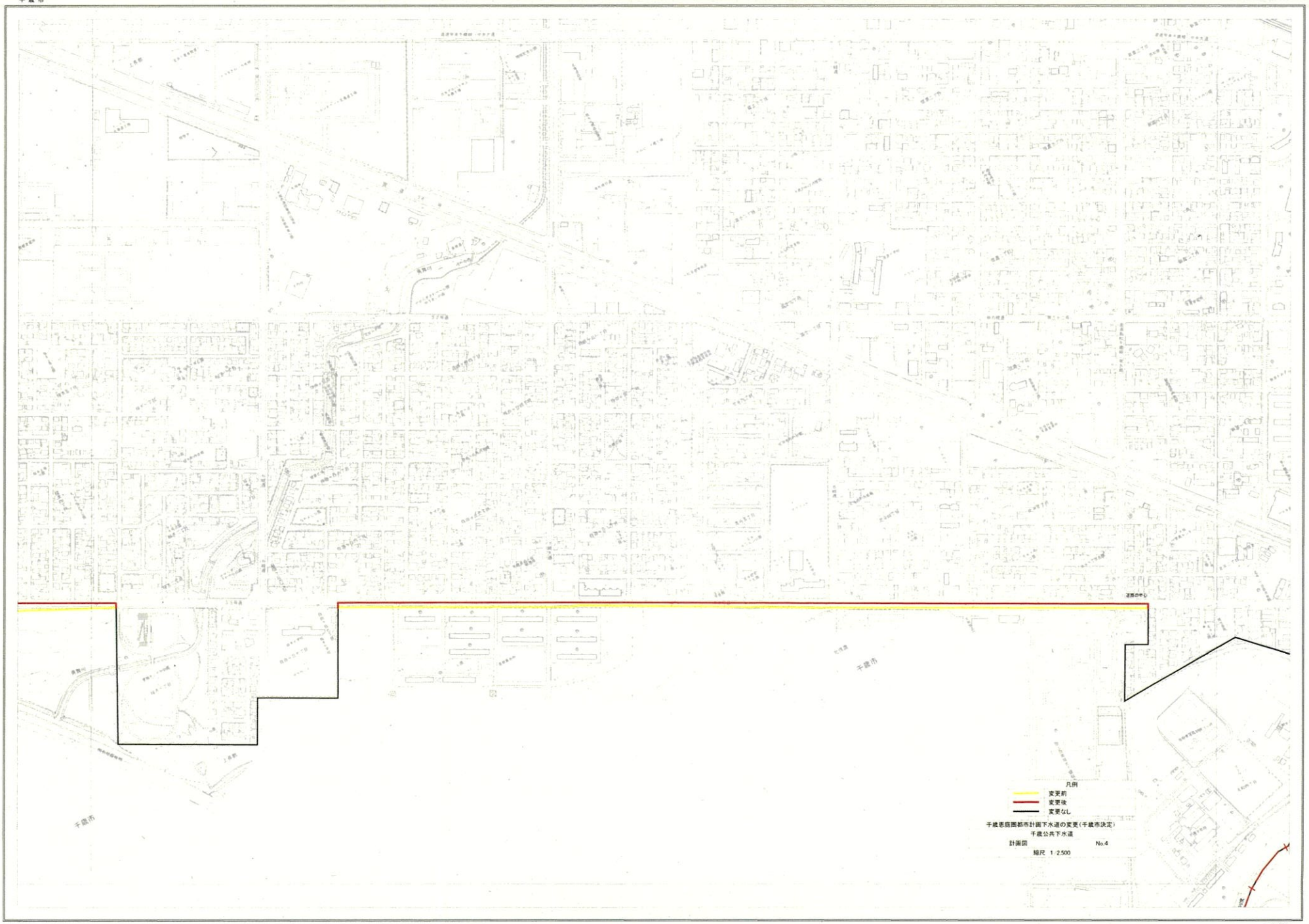

1：2,500
千歳市